

第4章 市、防災関係機関等の応急対応力強化

【本章における対策の基本的な考え方】

初動対応の強化と広域応援体制の構築

大規模な震災が発生した場合には、発災直後より市本部を立ち上げ迅速かつ的確な初動対応を行い、多くの命を救う行動につなげる必要があります、その実現には被害の状況に応じた機動的な対応や、関係機関との迅速かつ円滑な連携ができる体制の構築が必要である。

一方で、自治体単独での災害対応には、人的・物的ともに限界があることから、業務の継続を担保するための広域応援の調整や災害時応援協定の締結など受援体制の強化を図る。

また、災害対応の拠点整備と体制の充実を図ることで、活動態勢の強化に取り組む。

第4章 市、防災関係機関等の応急対応力強化

現在の到達状況と課題

- 平成 27 年度より悉皆研修の位置付けで職員の危機管理力向上研修を実施し、職員一人ひとりの基礎的な防災力向上の取組を進めている。
- 災害発生時に迅速に市本部体制を構築し、関係機関と一体となった初動体制をいち早く構築する必要がある。
- 自衛隊・警察・消防等をはじめ、多様な関係機関や専門家等との連携を推進し、連絡調整機能の強化と受援体制の構築を図る必要がある。
- 市民と地域の自助・共助の総合的な防災力向上を図るため、自主防が主催する訓練等の支援のほか、職員の派遣等の取組について充実する必要がある。
- 執務室内の耐震化、本部長との緊急連絡体制の強化、職員用の災害対応物資の備蓄などについては、順次取組を進めている。
- 災害発生時に想定される様々な制約下で迅速に災害対応を行うため、市BCPの推進や実践的な訓練における検証などによる災害対応体制の充実を図ることが求められる。
- 消防団の装備については、防火衣や排水ポンプ用発電機、無線機など充実強化を図っている。また、消防団員の災害対応能力の向上及び消防署との連携強化等を目的とした各種訓練を実施している。
- 災害発生時、都や防災関係機関、協定締結団体等から、支援物資や人的支援等を円滑に受け入れるための受援体制等を構築し、市の受援体制を強化するとともに、円滑な受援に必要な環境整備を行う必要がある。

具体的な取組

《予防対策》

応急対応力の強化・災害対応の拠点整備

- 市の応急対応力強化
- 防災拠点の整備と充実強化
- 防災訓練等の実施

消化・救助・救急活動体制の整備

- 救助・救急活動体制の整備
- 消防団の教育訓練の充実
- 災害時に必要な装備・資機材の充実強化

業務継続体制の確保

- 市BCP等の推進
- 業務継続のための資源確保
- 事業者の事業継続計画の策定支援

広域連携体制の構築・強化

- 受援体制の整備・強化
- 応援協力体制及び関係機関との連携体制の強化
- ボランティア等との連携体制の強化

対策の方向性と目標

- ◆市本部訓練や各部班の訓練等を通して課題を検証しながら、随時防災関係マニュアルの見直しを行うとともに、訓練や研修を継続的に実施し、災害対策体制の強化と職員の危機管理能力の向上を図る。
- ◆防災拠点となる公共施設について、建替え・改修の基本的な方針及び優先順位等を定める市新都市再生ビジョンに基づき、老朽化対策や建替え等を計画的に進める。
- ◆公共施設における非構造部材の耐震化を進めるとともに、防災拠点として必要な整備水準を整理しながら、非常用電源の確保やエネルギー源の分散化、Wi-Fi等の情報通信のインフラ環境の整備など、バックアップ設備の整備や災害対策の強化を行い、防災拠点の防災機能の向上を図る。
- ◆市BCPの定期的な見直しを実施するとともに、計画に基づく実践的な訓練等の実施により災害対応体制の充実を図る。
- ◆消防団の活動資機材・装備の充実と適正管理を図りながら、迅速な活動態勢の確立の強化を図る。
- ◆市の受援体制の強化を図るため、受援に関する計画等を定め、他自治体及び関係機関・団体等からの物的・人的支援を円滑に受け入れるための環境を整備する。

～被害想定（多摩東部直下地震）～

| 被害項目 | 想定される被害 | 被害項目 | 想定される被害 |
|------------|------------|------------|------------|
| 負傷者数 | 最大 1,087 人 | 重傷者数 | 最大 146 人 |
| 建物被害（全壊棟数） | 最大 793 棟 | 建物被害（焼失棟数） | 最大 1,519 棟 |
| 自力脱出困難者 | 最大 393 人 | | |

具体的な取組

《応急・復旧対策》

初動態勢

- 市の活動態勢

消化・救助・救急活動

- 救出・救助活動

応援協力・派遣要請

- 自衛隊への災害派遣要請
- 防災関係機関への応援要請
- 民間団体への応援要請
- ボランティア活動との連携

防災拠点の確保・調整

- 応急活動拠点の調整

第1節 現在の到達状況と課題

1. 応急対応力の強化・災害対応の拠点整備

- 平成27年度より悉皆研修の位置付けで職員の危機管理力向上研修を実施し、職員一人ひとりの基礎的な防災力向上の取組を進めている。
- 災害発生時に迅速に市本部体制を構築し、関係機関と一体となった初動体制をいち早く構築する必要がある。
- 自衛隊・警察・消防等をはじめ、多様な関係機関や専門家等との連携を推進し、連絡調整機能の強化と受援体制の構築を図る必要がある。
- 市民と地域の自助・共助の総合的な防災力向上を図るため、自主防が主催する訓練等の支援のほか、職員の派遣等の取組について充実する必要がある。
- 危機管理体制の強化を図るため、防災拠点の災害リスクの軽減や分散化を図る必要がある。
- 停電時においても防災拠点の通信機能を維持するため、非常用電源の確保が必要である。
- 迅速かつ円滑に復旧・復興を進めるため、防災拠点施設の防災機能の向上を図る必要がある。

2. 業務継続体制の確保

- 執務室内の耐震化、本部長との緊急連絡体制の強化、職員用の災害対応物資の備蓄などについては、順次取組を進めている。
- 災害発生時に想定される様々な制約下で迅速に災害対応を行うため、市BCPの推進や実践的な訓練における検証などによる災害対応体制の充実を図ることが求められる。
- 市庁舎が機能不全に陥った場合の拠点分散化・代替拠点の確保に努めることが求められる。

3. 消火・救助・救急活動体制の整備

- 消防団の装備については、防火衣や排水ポンプ用発電機、無線機など充実強化を図っている。また、消防団員の災害対応能力の向上及び消防署との連携強化等を目的とした各種訓練を実施している。
- 地域住民との連携による地域防災力の向上に努める必要がある。
- 人命救助・救出活動を円滑に行うため、必要な専門人財の確保と資機材調達に努める必要がある。

4. 広域連携体制の構築・強化

- 災害発生時、都や防災関係機関、協定締結団体等から、支援物資や人的支援等を円滑に受け入れるための受援体制等を構築し、市の受援体制を強化するとともに、円滑な受援に必要な環境整備を行う必要がある。
- 広域的な応援を想定し、自衛隊の応援要請や民間ボランティア等との連携を強化しながら受援方法について検討を進めることが求められる。

第2節 対策の方向性と目標

1. 応急対応力の強化・災害対応の拠点整備

- ◆防災関係機関との連携を強化するため、平時より各種訓練を実施するとともに、防災拠点や関係機関との連絡手段となるMCA無線システムの運用体制の強化を図る。
- ◆市本部訓練や各部班の訓練等を通して課題を検証しながら、随時防災関係マニュアルの見直しを行うとともに、訓練や研修を継続的に実施し、災害対策体制の強化と職員の危機管理能力の向上を図る。
- ◆学校教職員の災害発生時の活動態勢を整え、避難所開設・運営業務の強化を図る。
- ◆市内在住、近隣区市在住職員の中から、避難所指定参集職員としてあらかじめ参集指定を受ける職員の配置について検討する。
- ◆防災拠点となる公共施設について、建替え・改修の基本的な方針及び優先順位等を定める市新都市再生ビジョンに基づき、老朽化対策や建替え等を計画的に進める。
- ◆公共施設における非構造部材の耐震化を進めるとともに、防災拠点として必要な整備水準を整理しながら、非常用電源の確保やエネルギー源の分散化、Wi-Fi等の情報通信のインフラ環境の整備など、バックアップ設備の整備や災害対策の強化を行い、防災拠点の防災機能の向上を図る。

2. 業務継続体制の確保

- ◆市BCPの定期的な見直しを実施するとともに、計画に基づく実践的な訓練等の実施により災害対応体制の充実を図る。
- ◆市の災害活動態勢の強化を図るため、職員への震災時非常参集態勢の周知・徹底、執務室内の耐震化、災害対応職員用物資の備蓄等を推進する。
- ◆市庁舎が機能不全に陥った場合に備え、市庁舎機能の代替拠点の設定と必要な資機材の配備等の準備を行い、施設を活用した円滑な機能転換等が可能となるような検討を進める。

3. 消火・救助・救急活動体制の整備

- ◆消防団の活動資機材・装備の充実と適正管理を図りながら、迅速な活動態勢の確立の強化を図る。
- ◆地域の自主防や消防団等が地域での救出・救助活動で使用する資機材等の整備及び充実の強化を図る。

4. 広域連携体制の構築・強化

- ◆市の受援体制の強化を図るため、受援に関する計画等を定め、他自治体及び関係機関・団体等からの物的・人的支援を円滑に受け入れるための環境を整備する。
- ◆自衛隊への応援要請の手順の確認や民間ボランティア等との連携促進に向けて、ボランティアを地域で受け入れる環境・知恵などの受援力（支援を受ける力）を高める取組を推進する。

第3節 具体的な取組

第1 予防対策

《対策一覧》

- | | |
|---|--------------------|
| 1 | 応急対応力の強化・災害対応の拠点整備 |
| 2 | 業務継続体制の確保 |
| 3 | 消火・救助・救急活動体制の整備 |
| 4 | 広域連携体制の構築・強化 |

1. 応急対応力の強化・災害対応の拠点整備

1-1. 対策内容と役割分担

| 機関名 | 内容 |
|-------|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ○市の応急対応力強化 ○防災拠点の整備と充実強化 ○防災訓練等の実施 |
| 市民・地域 | <ul style="list-style-type: none"> ○自主防を核とした防災訓練等の実施 ○自助・共助の理解 |
| 都総務局 | <ul style="list-style-type: none"> ○首都直下地震等対処要領の策定 ○総合防災訓練の実施 |

1-2. 詳細な取組内容

(1)市の応急対応力強化(全庁)

①職員への震災時非常態勢の徹底

- ア 年度ごとに各課の非常態勢を見直し、最新の非常態勢別職員動員表を課内に常時掲示するなど、職員への非常態勢基準及び各自の非常時の活動参集区分の周知を徹底する。
- イ 学校教職員については、市職員の非常態勢に準じた扱いであり、学校長は教職員及び学校に勤務する職員の参集態勢を把握し、教職員及び学校に勤務する職員に対して周知を徹底する。
- ウ 人事異動があった際は、直ちに、新たな非常態勢別職員動員表を作成し、非常態勢の最新化を図る。
- エ 非常態勢別職員動員表は、事業継続計画を踏まえた職員の役割（通常業務の継続・再開業務又は応急対策業務のいずれの業務に従事するのか。）を明確にするとともに、職員の居住地も踏まえ作成することとする。
- オ 非常態勢に基づく参集訓練等を実施する。

②市BCPを踏まえた活動態勢の見直し

市BCPに基づき、優先度の高い通常業務の継続・再開に向け従事する職員を考慮のうえ応急対策活動を行う態勢を構築する。

③本部長との緊急連絡体制の強化

市長が不在時の発災等の緊急連絡のため配備した衛星携帯電話を活用する。

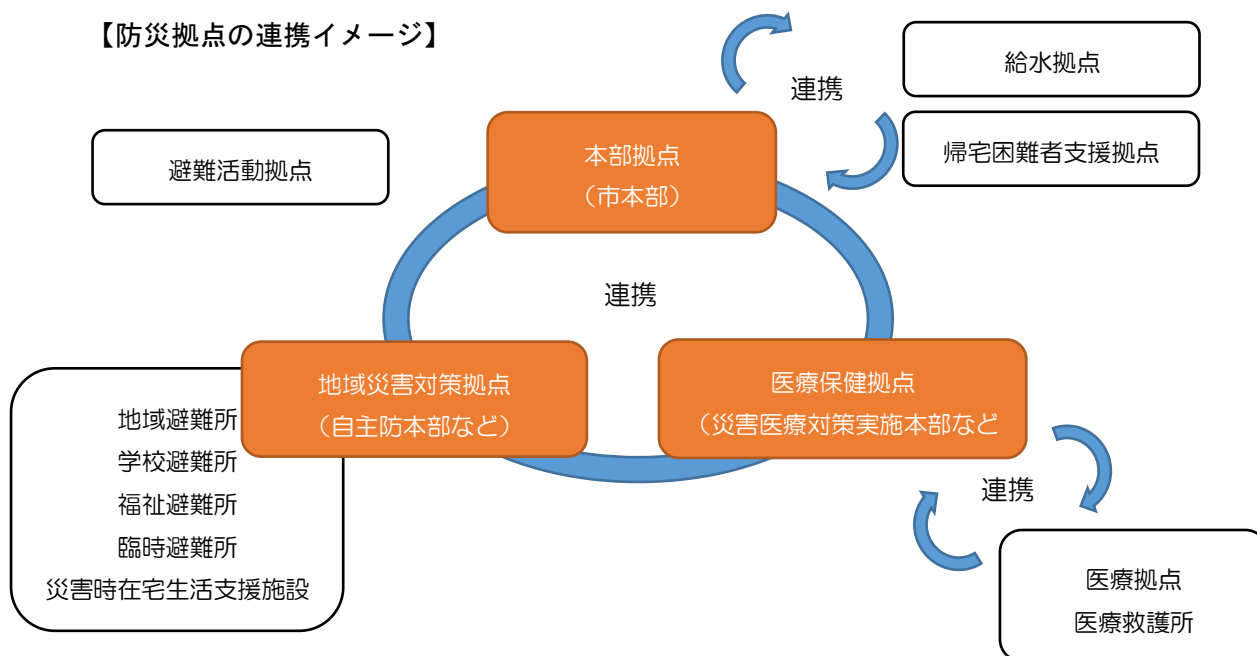
④感染症対策

感染症予防対策の観点から、市本部だけではなく、各種会議や物資拠点など人が密集することが想定される場所に置いて、人と人との接触の低減を図り、レイアウトの見直しや必要な資機材の確保に努める。

（2）防災拠点の整備と充実強化（都市整備部、都市再生部、施設所管部）

各防災拠点については、施設自体の耐震性の向上だけではなく、災害時に必要な業務が実施できるだけの機能を有することが求められる。非常用電源の確保やエネルギー源の分散化、情報通信のインフラ環境の整備など各拠点において実施し、必要不可欠な行政機能、情報通信機能、情報サービス等を確保するため、市新都市再生ビジョンに基づき、必要な整備を計画的に進める。

【防災拠点の連携イメージ】



①本部拠点(市本部の運営のため必要な施設) (資料 20401)

ア 市本部設置施設

| 区分 | 主な役割 | 施設 |
|----------------|--------------------|--|
| 市民センター周辺 施設 | 市本部の活動場所 | 元気創造プラザ総合防災センター・生涯学習センター、 本庁舎、第二庁舎、公会堂、 教育センター 第一中学校体育館 |
| | 支援物資の配送拠点又はストックヤード | 総合スポーツセンター弓道場・アーチェリー場1階駐輪場（東側）及びバイク置場 |
| | 遺体収容所 | 総合スポーツセンター弓道場・アーチェリー場 |
| 市内施設 | ヘリポート | 第一中学校校庭、大沢野川グラウンド |

イ 市本部補完施設

| 区分 | 主な役割 | 施設 |
|------------|--|--|
| 市本部連携施設 | 災害ボランティアセンター及び同運営本部を設置する施設 | 元気創造プラザ福祉センター、上連雀分庁舎 |
| | 災害時外国人支援センターを設置する施設 | 国際交流センター |
| 市本部用備蓄倉庫 | 市本部が活動するための資機材や各地区間の物資の需給バランスを考慮し、供出する物資等を保管する施設 | 元気創造プラザ倉庫、市民センター倉庫、新川倉庫、三鷹台倉庫、牟礼複合施設倉庫、下連雀倉庫 |
| 都市基盤施設 | ライフラインの拠点となる施設 | 水再生センター、ふじみ衛生組合 |
| 被災動物一時保護施設 | 収容被災動物を一時的に保護する場所 | 新川テニスコート |

②医療保健拠点（資料 20402）

| 区分 | 主な役割 | 施設 |
|--------|-----------------|---------------------------|
| 保健衛生拠点 | 災害医療対策実施本部設置 | 元気創造プラザ総合保健センター |
| | （医薬品供給活動拠点） | 医薬品管理センター |
| 医療拠点 | 災害拠点病院及び市後方医療施設 | 杏林大学医学部付属病院 |
| | 災害拠点連携病院 | 野村病院、三鷹中央病院 |
| | 災害医療支援病院 | 井之頭病院、長谷川病院、三鷹病院、東京国際大堀病院 |
| 医療救護所 | 避難所併設医療救護所 | 各住区に一つの小学校 |

③地域災害対策拠点（自主防活動や被災市民のための施設）（資料 20403）

ア 避難所設置施設

| 区分 | 主な役割 | 施設 |
|-------|-----------------------|----------------------------------|
| 指定避難所 | 地域避難所※ | コミュニティ・センター7施設 |
| | 学校避難所 | 災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設 |
| | 協定避難所 | |
| | 福祉避難所 | 避難所協定締結施設 |
| 補完施設 | 通常避難所での生活が困難な方を受入れる施設 | 公設福祉施設及び協定締結施設 |
| | | 通常避難所への避難者が増加し受けきれない場合等に開設する施設 |

※自主防本部としても使用する。

イ 災害時在宅生活支援施設

| 主な役割 | 施設 |
|--------------------------|------------------------------|
| 在宅避難者のための炊出設備や組立トイレなどを設置 | 地区公会堂、公園・児童遊園・広場などのうち指定された場所 |

④帰宅困難者支援拠点（資料 20404）

| 区分 | 主な役割 | 施設 |
|---------------|--------------------------------------|--|
| 一時滞在施設 | 帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設 | 産業プラザ、ネットワーク大学、消費者活動センター（三鷹駅前地区公会堂）、芸術文化センター、メッセ三鷹ビル、創価学会三鷹平和会館、井の頭コミュニティ・センター※ 三鷹中等教育学校（都指定） |
| 災害時帰宅支援ステーション | 帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設 | コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドなど |

※避難所として使用しない場合に限る。

⑤給水拠点（資料 20405）

ア 飲料水給水所

| 区分 | 主な役割 | 施設 |
|-------------|--------------|----------------------|
| 避難所応急給水栓 | 避難所における応急給水 | 市立小・中学校及びコミュニティ・センター |
| 災害時給水ステーション | 配水施設からの飲料水給水 | 上連雀給水所、三鷹新川給水所 |
| 貯水槽給水拠点 | 耐震性貯水槽からの給水 | 水道水循環式貯水槽 |

イ 生活用水給水施設

| 区分 | 主な役割 | 施設 |
|---------|-------------------------|-----------------------------------|
| 生活用水給水所 | 市が管理する災害対策用井戸及び貯水槽からの給水 | 一部の市立小・中学校、コミュニティ・センター等施設内井戸及び貯水槽 |
| プール | プールからの給水 | 市立小・中学校及びコミュニティ・センターのプール |
| 震災用井戸 | 井戸からの給水 | 震災用井戸に指定した民間井戸 |

⑥避難活動拠点（資料 20406・20407）

| 種類 | | 役割 |
|----------|------------------------------------|---|
| 指定緊急避難場所 | 広域避難場所 【災害種別】 ・地震 ・大規模な火事 | 大震災時の大規模な火事等から避難に適するオープンスペースをいう。 |
| | 一時避難場所 【災害種別】 ・地震 | 地震の発生に伴い周辺地域の住民が一時避難を行う場所で、安全確認の後、帰宅又は避難所への移動を行う。 |
| — | 一時集合場所 | 指定緊急避難場所（広域避難場所や一時避難場所）に近隣住民が集団で避難するときに住民が一旦集合するところであり、近隣住民自らがあらかじめ決めておく。 |
| | 災害時協力農地 | 市と東京むさし農業協同組合との協定に基づいて、一時避難場所として市民等に提供することについて所有者が同意した農地 |

(3)防災訓練等の実施

①市民と地域を対象とした防災訓練

市は、毎年度、三鷹市防災訓練実施要領を作成するとともに、市民と地域の自助と共助の防災力向上のため、地域の自主防が実施する総合防災訓練の支援を行う。更に、地域や様々な団体・グループ等が防災訓練や防災出前講座等を実施する際には、訓練企画への助言や資機材、非常用食料等の提供、職員の派遣協力等の支援をMi t a k aみんなの防災と連携し、行う。

②市職員を対象とした訓練

市は、市本部の災害対策組織としての能力向上及び市職員の危機管理能力の向上を図るため、市職員を対象とした職員危機管理能力向上研修や安全安心研修、本部運営訓練、非常参集訓練、現地実動訓練、図上訓練等を実施する。

2. 業務継続体制の確保

2-1. 対策内容と役割分担

| 機関名 | 内容 |
|-------|--|
| 市 | ○市BCP等の推進 ○業務継続のための資源確保 ○事業者の事業継続計画の策定支援 |
| 市民・地域 | ○事業者毎の事業継続計画BCPの策定 |
| 都各局 | ○都政のBCPに基づいた各局マニュアルの整備 ○各業務システム等の適切な保護及び早期の復旧 |
| 都総務局 | ○都政のBCPの策定 ○区市町村、監理団体のBCPの策定支援 |

2-2. 詳細な取組内容

(1)市BCP等の推進(全庁)

市民の生命、財産、生活及び社会経済活動への影響を軽減するためには、本計画に基づく応急対策業務が効果的に展開されるとともに、優先度の高い通常業務を災害時に適時・適切に遂行することが必要である。

市は、震災時に優先的に取り組むべき重要な業務を「非常時優先業務」とするとともに、同業務の遂行に必要な体制や環境等について定めた市BCPを平成24年3月に策定している。

今後は、非常時優先業務のマニュアル化を進めるとともに、防災訓練の実施等における検証とその反映による改善を適宜行っていく。

また、市の各部課は、日頃から防災及び危機管理に関する担当者の設置に努め、各部署におけるBCPを含む災害対策及び各部課間の防災・危機管理対策上の連携強化を推進する。

(2)業務継続のための資源確保(全庁)

①拠点分散化・代替拠点の確保

市防災都市づくり方針に基づき、代替拠点の設定と準備を行うとともに、市保有公共施設等（三鷹中央防災公園・元気創造プラザやさんさん館等）を活用し、必要に応じて緊急・仮設的な本部を設置できるよう、拠点の分散化や必要な資機材配備について検討する。

②執務室内の耐震化

執務室内のキャビネット等の転倒・落下・移動防止対策を徹底し、職員の安全対策、通常業務の継続、応急対策スペースの確保等を図る。

③災害対応職員用物資の備蓄

災害対応職員が災害対応業務を円滑に推進するために、防災服、ヘルメット、食料、水、寝具、防寒着、地図、合羽、デジタルカメラ、防塵マスク、投光器、拡声器（ハンドマイク等）、災害用トイレ、懐中電灯、電池及び携帯ラジオ等の災害対応職員用の物資の備蓄を行う。また、非常食等の定期的な更新及び備品の点検を実施する。

(3)事業者の事業継続計画の策定支援(総務部、生活環境部)

市は、都と共に、事業者団体等を通じて、事業者が事業継続計画の策定を推進するよう働きかけるとともに、必要に応じて事業継続計画策定のための指導・助言等を行う。

3. 消火・救助・救急活動体制の整備

3-1. 対策内容と役割分担

| 機関名 | 内容 |
|-------|--|
| 市 | ○救助・救急活動体制の整備 ○消防団の教育訓練の充実 ○災害時に必要な装備・資機材の充実強化 |
| 市民・地域 | ○自主防を中心とした消火・救出・救助対策の充実 |
| 警視庁 | ○災害時に必要な装備資機材の整備及び充実強化 ○緊急交通路等を確保するために必要な体制の強化 |

| | |
|---------|---|
| 東京消防庁 | ○災害時に必要な装備・資機材の充実強化を図り、消火・救助・救急体制を整備 ○航空消防活動体制の整備 ○関係機関と連携した多数傷病者の搬送体制の確立 ○孤立が想定される地区における救助訓練を実施 ○立体救助訓練ユニットを配備し、安全かつ実践的な訓練を実施 ○外国人への救急対応の充実強化 |
| 自衛隊 | ○災害派遣計画等の整備 |
| 関東地方整備局 | ○関東ブロックを管轄する防災関係機関が連携した、「関東防災連絡会」による、情報共有・連絡体制の構築 |
| 防災関係機関 | ○防災業務計画等について見直しを行い、必要に応じて修正 |

3-2. 詳細な取組内容

(1) 救助・救急活動体制の整備(総務部、警察署、消防署)

①市の対策

救出・救助活動に必要な大型資機材とそれらを運転できる人財の確保を目的に協定を締結している三鷹商工会や三鷹市建設業協会等が、災害時に市が行う救出・救助活動に全面的な協力を行えるよう、活動態勢や情報連絡体制を整えておく。

②警察署の対策

ア 災害活動態勢の強化

災害時に必要な装備資機材の整備及び充実強化を図り、効果的に資機材を活用した迅速、的確、安全な災害活動ができるようにする。

また、発災直後から緊急自動車専用路を速やかに確保するため、継続して交通規制訓練を実施するとともに、交通規制用資機材の整備を図る。

イ 救出・救助体制の整備・充実

発災時に迅速な救出救助活動が実施できるよう、平素から、機動隊等のレスキュー隊経験者を中心とした救出救助訓練を反復、継続して実施し、署員の災害対処能力の向上に努める。

ウ 救出・救助訓練の実施

関係機関と連携して、救出・救助にかかわる実践的な訓練を引き続き進めていく。

③消防署の対策

ア 平時の消防力を地震時においても最大限に活用するため、地震被害の態様に即した各種の計画等を策定し、有事即応体制を確立する。

イ 同時多発性・広域性を有する地震火災に対応するため、消火活動、救助活動、救急活動に有効な資機材を整備する。

ウ 震災時に同時多発する救助事象に対応するため、整備計画に基づいて救助体制の強化を図るとともに、消防署に救助用資機材を配置する。

エ 震災時に同時多発する救急事象に対応するため、非常用救急車の運用を含め震災時の傷病者搬送体制を強化する。

オ 救急資機材や消防隊用応急救護資機材を活用し、救急現場での救命効果向上を図る。

カ 傷病者の速やかな搬送及び都民への情報提供を的確に行うため、「広域災害救急医療情報システム

（E M I S）」を活用し、医療情報収集体制の強化を図る。

（2）消防活動態勢の整備強化（消防署）

ア 消防署においては、所有する消防力を地震時においても最大限有効に活用するため、地震被害の態様に対応した各種活動計画を樹立し、有事即応態勢の確立を図っている。

イ 地震時において、常備消防力を最大限に活用するため、震災の態様に応じた消防隊員用救助資機材を整備し、必要に応じて住民が活用できる態勢を取っている。

また、道路周辺建物の倒壊等により、消防ポンプ自動車の活動が困難となることも予想されることから、可搬式動力ポンプを配備している。

（3）消防団態勢の強化（総務部、消防団、消防署）

今後は、活動資機材・装備の充実と適正管理の強化を図るとともに、災害時の通信技術の強化及び携帯電話等の更なる活用による情報収集や参集方法を充実させ、地域の自主防等との連携を図ること等により、非常時の迅速な活動態勢の確立及び地域防災力向上に努める。

また、災害時における消防団の消防・防災活動の強化・充実を図るため、団や各分団での訓練のほか消防訓練所との連携により教育訓練を実施し、消防団員の技術の向上に努める。

①教育訓練の充実（総務部、消防団）

災害現場での救命救護技能を高めるため、消防団を対象として救命技能取得を推進するほか、市による消防団の教育訓練の充実を図る。

②活動態勢の強化（総務部、消防団、消防署）

ア 火災対応や救助活動を実施するため、活動に必要な救助資機材等を整備する。

イ 各種資機材を活用して地域特性に応じた内容の活動訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。

ウ 消防団員の応急救護技能の向上を図る。

エ 新入団員への入団教育を充実し、災害活動技能の早期習得を図る。

オ 消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災時等の大規模災害時に有効に活用できる体制を整備する。

カ 地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。

（4）災害時に必要な装備・資機材の充実強化（総務部）

自主防や消防団等地域での救出・救助活動に必要なジャッキやバール、ノコギリ等の工具セットや担架等を市内の公共施設等に配備するとともに、その管理の徹底を図る。

4. 広域連携体制の構築・強化

4-1. 対策内容と役割分担

| 機関名 | 内容 |
|------|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ○受援体制の整備・強化 ○応援協力体制及び関係機関との連携体制の強化 ○ボランティア等との連携体制の強化 |
| 都総務局 | <ul style="list-style-type: none"> ○オープンスペースの確保 ○大規模救出救助活動拠点等の確保 ○ヘリコプター活動拠点の確保 ○相互応援協定等の締結 ○東京都災害時受援応援計画の策定 ○区市町村の災害時受援応援計画等の策定支援 |

4-2. 詳細な取組内容

(1) 受援体制の整備・強化(全庁)

① 応援職員等の受入体制の整備

- ア 自治体及び関係機関からの応援職員の受入に備え、災害時の優先業務や支援を受ける事が可能な業務内容の整理等を行うとともに、受援担当の職員や長期的な滞在場所・施設の候補地について取り決めておく。
- イ 日頃から支援する側との連絡調整体制を準備するとともに、被災時に必要としている物資などの情報や支援者の活動に有益な情報、あるいは支援する際に避けてほしいことなどについて、積極的かつ的確な情報発信を行う体制を整備する。
- ウ 他自治体との間には、以下のような幅広い交流関係を作るよう努める。
 - (ア) 災害支援に限らない、日常的な交流を伴う関係
 - (イ) 地域的に広がりを持つ、複数自治体との交流
 - (ウ) 自治体職員だけでなく、多くの市民が参加する交流
- エ 他の自治体や企業、ボランティア団体やNPO等支援する側も参加する実践的な訓練を実施し、協力関係の構築や調整方法の確認を行う。

② オープンスペースの確保

国及び都並びに関係機関と連携し、大規模な救出・救助活動のための拠点や復旧活動のための拠点として利用可能なオープンスペースを確保するとともに、具体的な使用方法、アクセス機能の整備について取り組む。

③ ヘリサインの整備

震災時に、被災地上空から被害状況を確認するとともに、地上の救助機関部隊や市本部と連携し、迅速・効率的なヘリコプターによる応急対策活動を行うため、応援航空部隊の道しるべとして、また、避難所など、災害対策上重要な施設を上空から即時に特定する上で、重要な役割を果たすヘリサインの整備を図る。ヘリサインの設置に当たっては、九都県市首脳会議防災対策委員会による申し合わせを基準にする。

（2）応援協力体制及び関係機関との連携体制の強化（総務部）

①自治体等との連携体制の強化（資料 20408）

大規模かつ広域的な災害にも対応できるよう、都内又は周辺県内の区市町村だけでなく、遠方の自治体や団体等との災害時応援協力協定等の締結を推進するとともに、姉妹市町等、協定締結市町村との災害時の協力体制の構築を図る。

②民間応援協力団体の拡充（資料 20409）

災害時応援協定締結団体を拡充し、災害対策の強化を図る。

③関係機関との連携体制の強化

協定を締結している関係機関とは、定期的に連絡し、協定内容や連絡方法等の確認を行い、災害時に速やかに協定項目を実施できるよう、連携体制の充実強化を図る。

④自衛隊との連携体制の強化

ア 災害発生時において、応援要請に基づく自衛隊の活動が円滑かつ迅速に行われるよう、日頃から自衛官の募集事務への協力等、自衛隊との連携に努めるとともに、連絡体制及び自衛隊に提供する市の情報資料等について整備しておく。

イ 市と自衛隊と連携した実践的な防災訓練の実施や総合防災訓練への自衛隊の参加等により、市の地勢を踏まえた部隊派遣の実現につなげていくとともに、相互の連携を強化する。

（3）ボランティア等との連携体制の強化（総務部、健康福祉部、社会福祉協議会）

①ボランティア等との連携促進

災害時の迅速な災害ボランティアセンター設置及び運営のための訓練を実施するとともに、ボランティアの活動を円滑かつ効果的に行えるための仕組みの構築を図り、受援体制を整備していく。また、社会福祉協議会を中心として、市内のNPOやボランティア活動団体との災害時ボランティアネットワークの構築に努める。

②登録ボランティアの充実（資料 20410）

震災時のボランティア活動のうち、災害対策活動に直接結びつき、一定の知識、経験や特定の資格など特殊技能が必要とされるものがある。特に、専門的な知識が必要となる医療・保健・福祉・建築・語学等の分野についての、災害時の円滑な活動態勢を支える人財の確保に向けた仕組みづくりについて検討を進める。

ア 都登録ボランティア

（ア）語学ボランティア

（イ）応急危険度判定員

（ウ）被災宅地危険度判定士

（エ）東京都建設防災ボランティア

イ 東京消防庁災害時支援ボランティア

ウ 赤十字ボランティア

エ 語学ボランティア（市）

③受入態勢の充実に向けた市民等の意識啓発

市及び民間で行う様々な研修の場や広報等を活用し、ボランティアを地域で受け入れる環境・知恵などの受援力（支援を受ける力）を高めるための以下の取組について啓発を行う。

- ア 土地勘のないボランティアに提供するための地域情報の整理
- イ 災害ボランティア活動を盛り込んだ実践的な防災訓練の実施
- ウ ボランティアの活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等の推進
- エ 多数集結するボランティアに対応するため機能の充実強化を図るため、災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施やマニュアルの見直しを社会福祉協議会と連携して進める。
- オ 市は、効率的にボランティアを受け入れるため、防災パンフレットの作成・配布や防災情報をホームページに掲示するなど受援のための広報手段（受援広報）を取り決めておく。

第2 応急・復旧対策

《対策一覧》

- | |
|--------------|
| 1 初動態勢 |
| 2 消火・救助・救急活動 |
| 3 応援協力・派遣要請 |
| 4 防災拠点の確保・調整 |

1. 初動態勢

1-1. 対策内容と役割分担

| 機関名 | 内容 |
|---------------|---|
| 市（全庁） | ○市の活動態勢 |
| 市民・地域 | ○地域の活動態勢 |
| 都本部、都現地災害対策本部 | ○本部長室の構成 災害対策本部長、災害対策副本部長、災害対策本部員 ○本部長室の所管事務 本部長室は、次の事項について本部の基本方針を審議策定する。 ・都本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。 ・重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。 ・避難の指示に関すること。 ・災害救助法の適用に関すること。 ・区市町村の相互応援に関すること。 ・局長、地方隊長及び区市町村長に対する事務の委任に関すること。 ・自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。 ・政府機関、他府県、公共機関、駐留軍及び海外政府機関等に対する応援の要請に関するこ と。 ・公用令書による公用負担に関すること。 ・災害対策に要する経費の処理方法に関すること。 ・前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。 ○現地災害対策本部の構成員 ・現地災害対策本部長は、本部長が指名する副本部長又は本部員とする。 ・同副本部長は、本部長が指名する本部の職員とする。 ・現地災害対策本部員は、本部長が指名する者とする。 ・現地災害対策本部派遣員は、防災関係機関の長が指名する職員とする。 ○現地災害対策本部の分掌事務 ・被害及び復旧状況の情報分析に関すること。 ・区市町村及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・現場部隊の役割分担及び調整に関すること。 ・自衛隊の災害派遣に係る意見具申に関すること。 ・本部長の指示による応急対策の推進に関すること。 |

| | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・各種相談業務の実施に関すること。 ・その他緊急を要する応急対策の実施に関すること。 <p>○現地災害対策本部の設置場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害現地又は区市町村庁舎等 |
|--|--|

1-2. 詳細な取組内容

(1)市の活動態勢(全庁)

①市の責務

市は、市内に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、災害対策活動の中核を担う防災機関として、法令、都地域防災計画及び本計画の定めるところにより、他の市区町村、都及び防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全ての機能を発揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。

②活動態勢

ア 市は、上記の責務を遂行するため必要がある場合は、市本部を設置し、災害応急対策の実施を図る。また、本部長は、必要に応じ各防災機関に対し、本部派遣員の派遣を求める。

イ 市本部が設置される前又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、市本部が設置された場合に準じて対応する。

ウ 市内に災害救助法が適用されたときは、知事の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。

③市本部の組織及び運営

市本部の組織及び運営は、災対法、市本部条例及び市本部施行規則の定めるところによる。

なお、市本部は、市議会において設置する三鷹市議会災害対策支援本部と連携・協力を図るものとする。

④開庁時(勤務時間内)の初動態勢

地震が発生した場合は速やかに次の措置をとり、初動態勢の確立を図る。

ア 地震情報の把握及び周知等

防災課は、直ちに計測震度計や都DISにより市や市周辺の震度を確認するとともに、地震情報の収集に努める。

なお、市内で震度5強以上を記録した場合は、市本部が自動的に設置される。また、都、関係機関、市民等に対して市本部を設置した旨について広報情報班と連携して通知する。

イ 被害状況の把握

(ア) 施設の被害状況

庁舎全体については、本部施設班及び建築物班が調査し、課内や各課所管施設については各課で調査を行う。

(イ) 関係機関からの収集

指令情報班は、関係機関から火災発生状況、交通情報、ライフラインの被害状況等の情報のほか、関係各機関の応急活動状況を集約する。

(ウ) 被害調査の実施

被害調査班は、市内の被害状況を調査する。また、消防団、自主防からの情報収集も行う。

(エ) 被害状況等の集約

収集した地震情報や被害状況等は、指令情報班長に集約し、本部長に報告する。

ウ 非常配備態勢の指令

本部長は、本部運営部長の報告等により、震度及び災害の状況に応じた適切な非常配備態勢を、本部運営部長を通じて該当配備職員に指令する。

なお、災害の状況によっては、特定の対策部班に対してのみ非常配備態勢の指令を発することや、異なる非常配備態勢をとる場合もある。

【震災時活動態勢（開庁時）】

| 態勢名 | 三鷹市の震度 | 態勢 | 動員数 |
|----------|--------|--|-----------|
| 震災第一活動態勢 | 震度5弱 | 1 被害状況等の情報収集 2 被害の発生を防御するための措置の強化 3 救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備 4 通信情報活動 | 全職員の20%以上 |
| 震災第二活動態勢 | 震度5強 | 1 震災第一活動態勢の強化 2 局地災害に直ちに対処できる態勢 | 全職員の50%以上 |
| 震災特別活動態勢 | 震度6弱以上 | 本部の全力をもって対処する態勢 | 全職員 |

エ 広報の実施

広報情報班は、防災行政無線等により市民に対して地震情報、火災・余震に関する注意事項等の広報を行う。

オ 学校教職員の活動態勢について

原則として、児童・生徒の安全確保業務等に従事することとし、各学校の対応状況を踏まえ、学校避難所の開設・運営業務に従事する。

カ 会計年度任用職員等の応急対策等への従事

会計年度任用職員等は、勤務中に災害が発生した場合については、あらかじめ任用時に確認した労働条件に基づき、勤務終了時間まで業務（通常業務又は応急対策業務）に従事することとする。

⑤ 閉庁時（休日・夜間等）の初動態勢

ア 震度に応じた非常参集態勢

閉庁時（休日・夜間等）に地震が発生した場合は、市内の震度を確認し、該当配備職員は参集する。

なお、本部長から通常と異なる非常参集態勢が指令されることがあるため、職員連絡メールや所属長等からの緊急連絡については、必ず回答する。

【震災時参集態勢（閉庁時）】

| 態勢名 | 三鷹市の震度 | 参集目標人員 |
|------------|--------|-----------|
| 震災非常参集態勢 | 震度5弱 | 全職員の50%以上 |
| 震災特別非常参集態勢 | 震度5強以上 | 全職員 |

(7) 閉庁時に震度5弱の地震が発生した場合には「震災非常参集態勢」をとる。全職員の50%以上が参集し、情報収集等の初動活動を実施する。

防災課職員は、速やかに参集して関係機関、消防団、自主防等から被害状況等を収集し、総務部長又は危機管理担当部長に報告する。

市長は、電話等により総務部長又は危機管理担当部長と情報交換し、市内外の被害状況によっては開庁時の配備基準に基づき非常配備態勢を指示する。

- (イ) 閉庁時に震度5強以上の地震が発生した場合には「震災特別非常参集態勢」をとる。全職員は、各配備場所に参集して初動活動を実施する。
- (ウ) 市内で被害が発生した場合には、防災課職員は速やかに参集し、被害状況を把握するとともに、総務部長又は危機管理担当部長を通じて市長に配備態勢を具申する。

イ 参集途上の措置

- (ア) 職員は、参集途上の災害状況や参集施設の被害状況を把握し、速やかに市本部に報告し、情報の共有を図る。
- (イ) 職員は、参集を最優先するものとするが、参集途上において人命等に関わる緊急事態に遭遇したときは、周囲に協力を求めるとともに可能な範囲において人命救助等適切な措置を講じてから参集する。短時間（15分以内）で対応が不可能な場合には、警察・消防等に救助要請をする約束をし、参集することを優先する。

ウ 被害状況の把握

参集職員の報告や関係機関等からの情報により被害状況を把握する。

エ 非常配備態勢の指令

開庁時の対応のとおり

オ 学校教職員の非常配備態勢

市職員に準じた非常参集態勢をとることとし、施設の被害状況の把握や、学校避難所の開設・運営業務に従事するものとする。

カ 会計年度任用職員等の応急対策等への従事

会計年度任用職員等は、可能な限り出勤し、業務（通常業務又は応急対策業務）に従事することとする。

⑥市本部の設置

ア 設置基準

市は、次の基準に該当する場合には、市本部を設置し、防災機関等と連携、協力して応急対策を実施する。

【市本部の設置基準】

- ・市内で大規模な災害が発生し、又は大規模な災害のおそれがある場合
- ・市内に震度5強以上の地震が発生した場合（自動設置）
- ・警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合
- ・その他市長が必要と認める場合

イ 設置場所

- (ア) 市本部は、元気創造プラザ5階の総合防災センターに設置する。元気創造プラザ5階総合防災センターが使用できない場合は、被災程度の軽少な庁舎に市本部を設置する。

なお、本部設置場所は、建物に被害が認められる時には、建築物班による応急危険度判定による安全確認後に確定することとする。

- (イ) 元気創造プラザや市庁舎等の市施設が被災し使用不能となった場合は、防災関係団体、民間等の施設を借用し緊急仮設本部を設置する。なお、建物等の借用が困難な場合は、野外テントを活用する。

ウ 市本部設置の周知

市本部を設置した場合には、速やかに次の措置をとる。

- (ア) 市本部設置場所の正面玄関に「三鷹市災害対策本部」の標示を掲出する。
- (イ) 本部運営部長は、指令情報班長等に命じ、本部運営部及び本部情報部により、市本部設置について知事に報告し、各防災機関へ本部設置を通報する。

エ 市本部の廃止

- (ア) 市長は、市の地域において災害が発生するおそれが解消したとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、市本部を廃止する。
- (イ) 市本部の廃止の通報等は、市本部の設置に準じて処理する。

⑦市本部の組織及び運営

ア 市本部の組織

- (ア) 市本部は、本部会議、部及び班をもって構成する。ただし、市本部設置後、参集者が少なく部班態勢がとれない場合は、部単位で対応する。
- (イ) 市本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

【市本部会議の構成員】

| | | |
|--------------------|--|--|
| 市本部会議 | 本部長 | ・市長 |
| | ⇒市本部の事務を総括し、市本部の職員を指揮監督する。 | |
| | 副本部長 | ・副市長、教育長 |
| | ⇒本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。 | |
| | 本部員 | ・各部部長、各部部長職、総務部防災課長 ・消防団長 ・その他本部長が指名する者 |
| | ⇒本部長の命を受け、本部会議において市の災害対策に関する重要事項の審議等を行う。 | |
| | 本部連絡員 | 必要に応じ、各部部長が部員の内から1名を指名 |
| ⇒本部会議と各対策部との連絡を行う。 | | |

なお、市長が発災時に登庁困難な場合、又は登庁に時間を要する場合の職務の代理者は、登庁した者の内から次の順位に従い職務代理者を決定し、市長が登庁するまでの間、職務代理者が本部の設置等職員の指揮をとる。

【職務代理者の順位】

| | |
|------|------------------|
| 第1順位 | 副市長（副本部長）※ |
| 第2順位 | 教育長（副本部長） |
| 第3順位 | 部長（市本部員）の中の参集筆頭者 |

※三鷹市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則による。

- (ウ) 防災機関や協力団体等と応急対策活動の内容等の連絡調整が必要な業務について、必要に応じて市本部内に調整会議を設置し、対応する。
- (エ) 応急対策活動のうち防災機関や協力団体等と協力連携して実施する業務については、その活動を円滑に遂行するため、必要に応じて市本部内に副本部長又は部長を長とする実施本部を設置し、対応する。 例：災害医療対策実施本部、応急危険度判定実施本部など

イ 組織及び分掌事務

市本部の組織及び各部・班の分掌事務については、第1部総則の【三鷹市の業務大綱】のとおりである。

ウ 参集状況による応急対策活動態勢

市の態勢は職員の参集状況に従い、本来の部班態勢が構築されるまでの間、部態勢を基本に柔軟に対応するものとする。

(ア) 職員の参集開始直後で参集者数が非常に限られた参集初期における部態勢をとり、参集筆頭者の指示により、情報収集、人命救助、本部設営準備等の緊急性が非常に高い応急対策活動を最優先に行う。

(イ) 多数の職員が参集し、通常の部班を編成した参集後期には部班態勢により本格的な応急対策活動を行う。

エ 市本部の運営

(ア) 市本部会議は、原則として元気創造プラザ5階総合防災センターに災害対策本部室を開設し、開催する。

(イ) 市本部会議を開催するために必要な措置又は庶務は指令情報班が行い、本部会議開催後は、本部運営部長が運営を統括する。本部会議を開催する際の連絡・会議の運営及び記録は、本部会議班において行う。

(ウ) 災害対策に係る重要事項は、市本部会議において審議することとし、主に次の事項について市本部の基本方針を決定する。

なお、市本部会議での決定事項は、本部連絡員等を通じて対策部員に伝達する。

【市本部会議審議事項】

- ・災害対策の総合的調整に関する事。
- ・本部の非常配備態勢及び廃止の指示に関する事。
- ・重要な災害情報の収集及び伝達に関する事。
- ・避難の指示に関する事。
- ・緊急の災害応急対策方針に関する事。
- ・災害救助法適用の要請に関する事。
- ・都及び他市区町村への応援要請の決定に関する事。
- ・自衛隊の災害派遣要請に関する事。
- ・災害対策に要する経費の処理方法に関する事。
- ・その他重要事項に関する事。

(エ) 次のような場合には部・班長会議を開催する。

a 市本部会議の決定事項で、各班長にまで周知すべき事項がある場合

b 市本部会議の決定事項で、実際の運営上の問題調整を部・班間で行う必要がある場合

c 参集職員が不足し、部単位で活動する場合

オ その他市本部活動については、災害対策本部運営マニュアルによることとする。

カ 災害情報の収集、伝達及び災害対策の意思決定については、都DISを活用し、迅速かつ的確に進めることとする。

⑧要員の任命

災害応急対策の中で特定の業務を行う班については、発災時には、所属部署に限らず任命された班の業務を行うものとする。

ただし、任命業務が終了した場合には、所属部署の班業務を行う。

【災害対策任命職員の例】

| 名称 | 所属 | 備考 |
|-----------|------|-------------|
| 建築物対策任命職員 | 建築物班 | 応急危険度判定有資格者 |

⑨災害対策従事職員の支援

職員配備班は、発災後、三鷹中央防災公園・元気創造プラザ等に休憩・宿泊スペースを確保し、水、食料等の必要物資を配布する。

⑩自主防本部の設置及び活動

各自主防において、コミュニティ・センターに地域の災害対策活動の拠点となる自主防本部を設置する。

自主防本部は、三鷹市自主防災組織震災時活動マニュアルに基づき、地域内の状況把握に努め、収集した情報を集約の上、市本部との情報共有等の応急対策活動を行う。

(2)消防団の活動態勢

①消防団指揮本部の設置

災害時には消防団指揮本部を三鷹中央防災公園・元気創造プラザ5階総合防災センターに設置する。

②消防団の災害活動

消防団は、地域に密着した消防機関として、消防署と緊密に連携し、消防団震災活動要領に従い、火災その他の被害に対し、現有装備を活用した消防・防災活動を行う。

ア 付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。

イ 災害の初期対応を行うとともに、携帯無線機等を活用し、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集・伝達を行う。

ウ 同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊と連携して、建物等の消火活動を行う。

エ 消防団重機隊により、消防団分団詰所周辺の道路障害物の除去を行い、緊急通行車両の通行及び避難路確保を行う。

オ 救助器具等を活用し、地域住民との協働により救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

カ 避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに、避難誘導を行う。

(3)警察署の活動態勢（資料 20411）

①活動態勢

ア 地震による災害が発生した場合、警察署は、所管にかかわる災害応急対策を実施するとともに、市が実施する応急対策が円滑に行われるようその業務について協力する。

イ 災害対策上、初期段階で極めて重大な消防・危険物対策、救出・救助活動、警備・交通規制、市民の避難態勢の確立等については、市をはじめとする各機関が情報を交換し、連携して対応することが必要である。このため日頃からの連携を強めるほか、災害発生時にあっては次のような対策をとる。

- (ア) 市の防災無線等の通信手段を使い、初動段階よりそれぞれが把握した被害情報や各機関の活動状況について相互に情報交換を行う。
- (イ) 市本部に本部派遣員の派遣を求め、市本部との連携態勢の確立を図る。
- ウ 前記の責務を遂行するため現場警備本部を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておくものとする。

②秩序維持活動

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、警察は総力をあげて、速やかに市民の生命の安全確保、各種犯罪の予防・取締りその他公共の安全と秩序の維持等を行う。

- ア 災害が発生した場合の警察任務は、被害の実態把握と各種情報の収集、被災者の救出救助及び避難誘導、行方不明者の捜査及び調査、死体の見分（検視）、交通規制、公共の安全と秩序の維持（特に義援金詐欺等の震災便乗犯罪への注意喚起等の広報）などとする。
- イ 大地震により災害が発生した場合には、警視庁本部に最高警備本部が設置されるほか、方面本部、警察署にはそれぞれ警備本部が設置される。警察署にあつては、前記①の「警察署の活動態勢」のとりの現場警備本部を設置して指揮体制をとり警備態勢を確立する。
- ウ 必要最小限度の要員を除いた全員をもって部隊を編成し、警備に当たる。
- エ あらかじめ定められた「震災警備実施計画書」に基づき、被害実態の把握、救出・救護、避難・誘導、交通規制及び治安維持活動等の必要な措置をとる。

(4)消防署の活動態勢

地震発生時には、火災の多発により、極めて大きな人命の危険が予想される。消防署は、消防団等の関係機関と連携し、その全勢力をあげて消防活動にあたり、大震災から市民の生命、身体、財産を保護する。

①震災署隊本部等の設置

消防署は、東京消防庁が発令する震災態勢又は震災非常配備態勢に基づき、署隊本部の機能を強化し、震災消防活動基準に基づき消防活動を実施する。

②配備動員態勢

- ア 東京都 23 区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度 5 強の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災第一非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
- イ 東京都 23 区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度 6 弱以上の地震が発生した場合又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災第二非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
- ウ 非常招集
 - (ア) 震災第一非常配備態勢を発令したときは、招集計画に基づき、所要の人員は、直ちに所定の場所に参集する。
 - (イ) 震災第二非常配備態勢を発令したときは、全消防職員並びに全消防団員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

③震災消防活動（資料 20412）

震災態勢及び震災非常配備態勢発令時には、部隊を増強し、震災消防活動を行う。

2. 消火・救出・救助活動

2-1. 対策内容と役割分担

| 機関名 | 内容 |
|-------|---|
| 市（全庁） | ○救出・救助活動 |
| 消防団 | ○消火・救出・救助活動 |
| 都本部 | ○救出・救助活動並びに応急対策に関し、総合防災部・自衛隊・警視庁・東京消防庁・海上保安庁を構成員とする救出救助統括室において調整を図る。 ○人命救助活動の円滑化を図るため、区市町村からの情報提供を受け、安否不明者の氏名情報等を公表する。 |
| 警視庁 | ○救出救助活動は、生存者の救出を最優先に行う。 ○救出した負傷者は速やかに医療救護所等に引き継ぐ。 ○救出救助活動に当たっては、重機类等装備資機材等を有効に活用する。 ○救出救助活動を速やかに行うため、第一次交通規制及び第二次交通規制を実施する。 ○東京消防庁、自衛隊、防災市民組織等と連携協力し、救出救助に万全を期する。 ○航空救助部隊を編成する。 |
| 東京消防庁 | ○災害の規模等に応じ所定の計画に基づき部隊を運用する。 ○限られた消防力を最大限に活用し消火活動を実施する。 ○特別救助隊及び救急隊が連携し組織的な人命救助・救急活動を行う。通常の対応では困難な救助事象に対しては、即応対処部隊及び消防救助機動部隊を投入する。 ○警視庁、自衛隊、東京 DMAT、消防団、防災市民組織等と連携協力し、消火・救助・救急の万全を期する。 ○所定の計画に基づき、多様な手段を活用して、災害情報の収集伝達、防災関係機関との情報交換等を行う。 ○区市町村本部に参画し、消防的見地から情報提供や助言等を行う。 ○消防ヘリコプター等を活用し、情報収集、部隊投入、救助活動等の各種活動を行う。 |
| 自衛隊 | ○知事からの派遣要請等に基づき、部隊を派遣する。主な活動は下記のとおり ・被害状況の把握 ・避難の援助 ・避難者等の搜索援助 ・人員及び物資の緊急搬送 ・応急医療、救護及び防疫 など |

2-2. 詳細な取組内容

(1) 市本部の救出・救助活動(市本部)

① 救出・救助活動体制

- ア 各防災機関との情報交換、また市職員による被害状況報告等により災害状況の把握に努め、各機関との連携体制の確立、自衛隊等への応援要請、消防団、自主防への指示や連絡体制の確立にあたる。
- イ 救出・救助活動に必要な重機、資機材等について、商工会など関係事業者との協定等に基づき迅速

な調達を図り、実効性のある活動を支援する。

ウ 都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに市内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策を実施する。

エ 市内に災害救助法が適用されたときは、知事の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。

②救出・救助活動の連携体制

ア 救出・救助活動の考え方

救出・救助活動は、生存者の救出を最優先に行う。特に、がれき等に閉じ込められた者の救出は、初めの3日程度で有効な活動を展開することが、非常に大切になってくる。

そのため、各機関が日頃からどのように救出・救助活動を行うかのマニュアルを作成し、訓練を積み重ねることはもとより、それらの連携についても共通認識を持ってあたる必要がある。

イ 救出・救助活動の段階と流れ

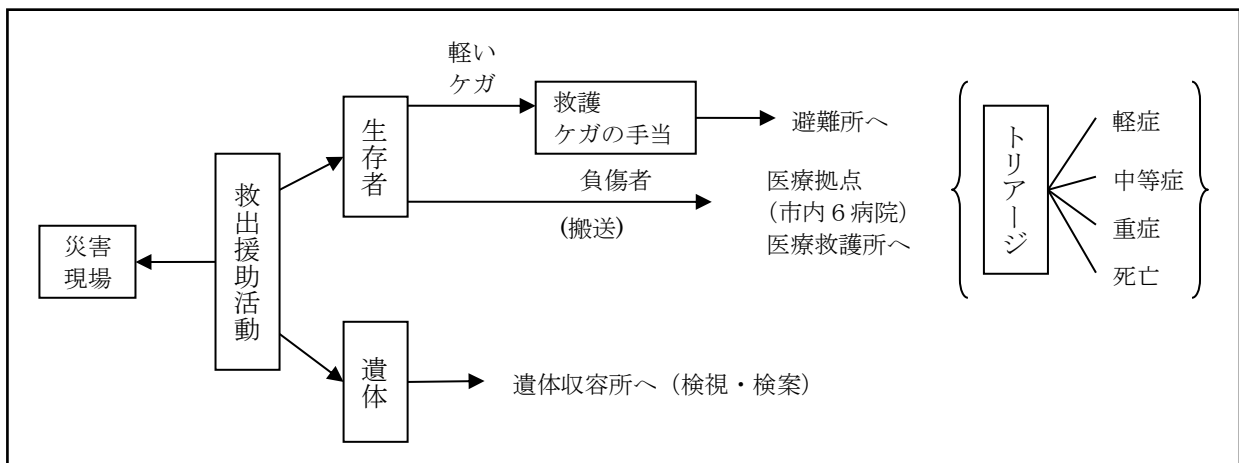
救出・救助活動のあり方を大別すれば、次のような段階が想定される。

- (ア) 家族や近隣住民による活動
- (イ) 自主防や消防団員など地域に根ざした防災組織による活動
- (ロ) 警察署・消防署等市内の防災機関による活動
- (エ) 自衛隊や災害救助隊など災害規模が大きい場合の応援要員による活動

③負傷者対応の一連の流れ

救出・救助された負傷者への対応については、救出・救助の現場における各防災機関の連携とともに、その後の被災者の搬送（救急搬送・遺体搬送）及び医療救護や検視・検案体制との連携も極めて重要であることから、これらの連携も図りながら活動を進めていく。

【震災時負傷者対応の流れ】



(2)消防団の消火・救出・救助活動

ア 震災時には、震災活動要領に基づき市本部の指示により活動する。各分団は、地震発生直後、市本部との連絡不能の場合は直ちに所轄地域内の消火、救助、危険排除活動等を行うとともに、団本部員を団本部に派遣する。

イ 正副団長は、三鷹中央防災公園・元気創造プラザ5階総合防災センターに団本部を設置し、市本部、警察署、消防署等と緊密に連携し、分団に活動指示を行う。

(3)警察署の救出・救助活動

- ア 救出・救助活動は、生存者の救出を最重点に署員を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。
- イ 救出した負傷者は、重傷者の順に連やかに現場救護班や医療機関に引き継ぐ。
- ウ 救出・救助活動に当たっては、重機類等装備資機材等を有効に活用する。
- エ 救出・救助活動を速やかに行うため、第一時交通規制及び第二次交通規制を実施する。
- オ 消防署、消防団、自衛隊、自主防等と連携協力し、救出・救助に万全を期す。

(4)消防署の消火・救出・救助活動

地震発生時には、火災の多発により、極めて大きな人命の危険が予想される。消防署は、消防団等の関係機関と連携し、その全勢力をあげて消防活動にあたり、大震災から市民の生命、身体、財産を保護する。

3. 応援協力・派遣要請

3-1. 対策内容と役割分担

| 機関名 | 内容 |
|----------------|--|
| 市（指令情報班、福祉支援班） | <ul style="list-style-type: none"> ○自衛隊への災害派遣要請 ○防災関係機関への応援要請 ○民間団体への応援要請 ○ボランティア活動との連携 |
| 都本部（都総務局） | <ul style="list-style-type: none"> ○他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災機関の応援をあっせん ○他の地方公共団体・九都県市・全国知事会との応援協力について実施 ○地震により災害が発生し人命若しくは財産の保護のために必要があると認めた場合、又は区市町村から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対して災害派遣を要請 |
| 自衛隊 | <ul style="list-style-type: none"> ○部隊を派遣した場合は、知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知 |
| 防災機関 | <ul style="list-style-type: none"> ○知事に応援又は応援のあっせんを求める。 ○防災機関相互の応援協力について実施 ○災害派遣の対象となる事態が発生し、自衛隊の災害派遣を依頼しようとする時は、知事に対して依頼 ○いとまがない場合は、直接部隊へ通報し、速やかに所定の手続を行う。 |

3-2. 詳細な取組内容

(1)自衛隊への災害派遣要請(指令情報班、知事)（資料 20413）

- ア 本部長は、市の地域に係る災害の防除及び救護活動等が市の態勢では十分に行い得ないと認めた場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を要求する。
- イ 知事に対し派遣要請ができない場合には、直接関係部隊に通報する。この場合、速やかに知事に通知する。

【緊急の場合の通報先】

| 部隊等名 (駐屯地名) | 連絡責任者及び電話番号 | |
|----------------------------|---|-------------------------------------|
| | 時間内 | 時間外 |
| 陸上自衛隊 第1 後方支援連隊 (練馬) | 第3 科長又は防衛警備幹部 03 (3933) 1161 内線 2403・2436 | 部隊当直司令 03 (3933) 1161 内線 2405 |

①災害派遣部隊の受入態勢

- ア 市長は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう、重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮する。
- イ 派遣された部隊が円滑かつ効率的な救援活動ができるよう、部隊の誘導及び市本部との連絡のため、部隊が活動を行う期間、連絡員を配置する。
- ウ 派遣部隊の仮泊地は、派遣部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、都本部と協議、調整のうえ、その都度決定する。
- エ 市内のヘリコプター発着可能地点は、資料 20414～20417 のとおりである。派遣部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、都本部と協議、調整のうえ選定し、派遣部隊に連絡する。

②災害派遣部隊の活動範囲（資料 20418）

自衛隊の災害派遣隊の活動の区分及び活動内容の範囲は、おおむね災害派遣部隊の活動範囲のとおりとする。

(2)防災関係機関への応援要請(指令情報班)

大規模な災害が発生し、市だけでは十分な応急対策等の実施ができないと判断した場合は、速やかに防災関係機関に応援を要請し、被害の拡大防止又は軽減を図る。

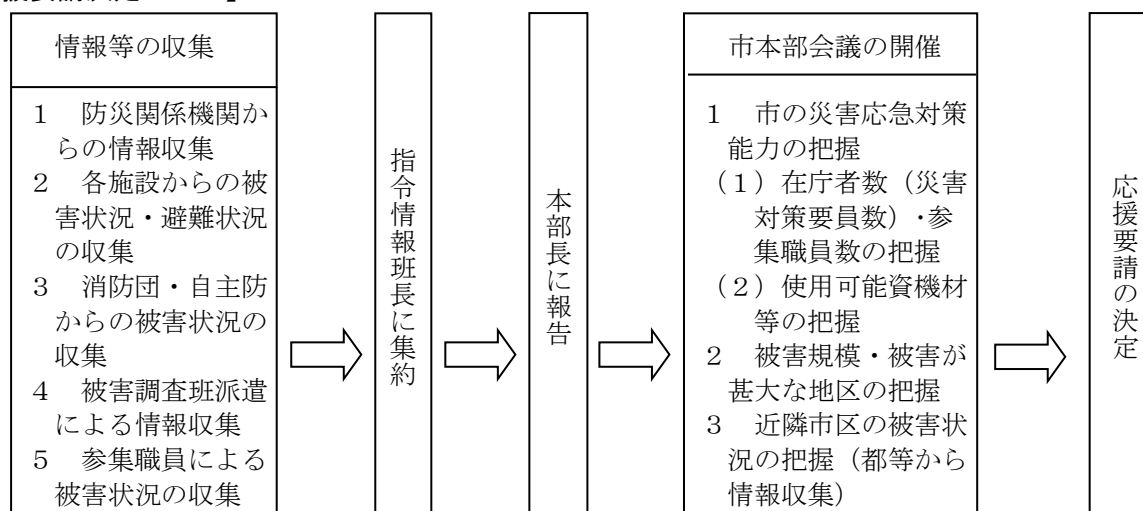
①防災関係機関等との連携

- ア 市本部を設置した場合、防災関係機関は、必要に応じて市本部との緊密な連携の確保のために、市本部に連絡員を派遣する。
- イ 本部長は、必要と認めるときは、連絡員を防災機関に派遣する。
- ウ 災害時応援協定に基づき応急対策を実施する又はした場合には、必要に応じて応援協定機関の代表者を含めた全機関会議を開催し、市の応急対策についての情報提供や活動要請、各機関の活動状況・態勢などを把握・共有化する場として活用する。

②応援要請の決定

市本部会議において、防災関係機関からの情報、各施設からの被害状況報告、及び被害調査班派遣による情報等に基づき、本市の現状を把握して防災関係機関等への応援要請の必要の有無等を決定する。

【応援要請決定フロー】



③ 応援要請の実施

ア 知事への応援又は応援のあつせん要請

本部長が知事、防災機関等に次表に掲げる応援又は応援のあつせんを求める場合は、都本部に対し、次に掲げる事項についてまず口頭又は電話等により要請し、後日書書により改めて処理する。

- (ア) 災害の状況及び応援を求める理由（災害の情况及びあつせんを求める場合はその理由）
- (イ) 応援を希望する機関名
- (ロ) 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- (エ) 応援を必要とする場所、期間
- (オ) 応援を必要とする活動内容
- (カ) その他必要な事項

イ 相互応援協定等に基づく応援要請（資料 20408）

本市は、地方公共機関と災害時の応援協定を締結している。本部長は、応援が必要と判断した場合には速やかに状況に応じた応援協定締結先に応援を要請する。

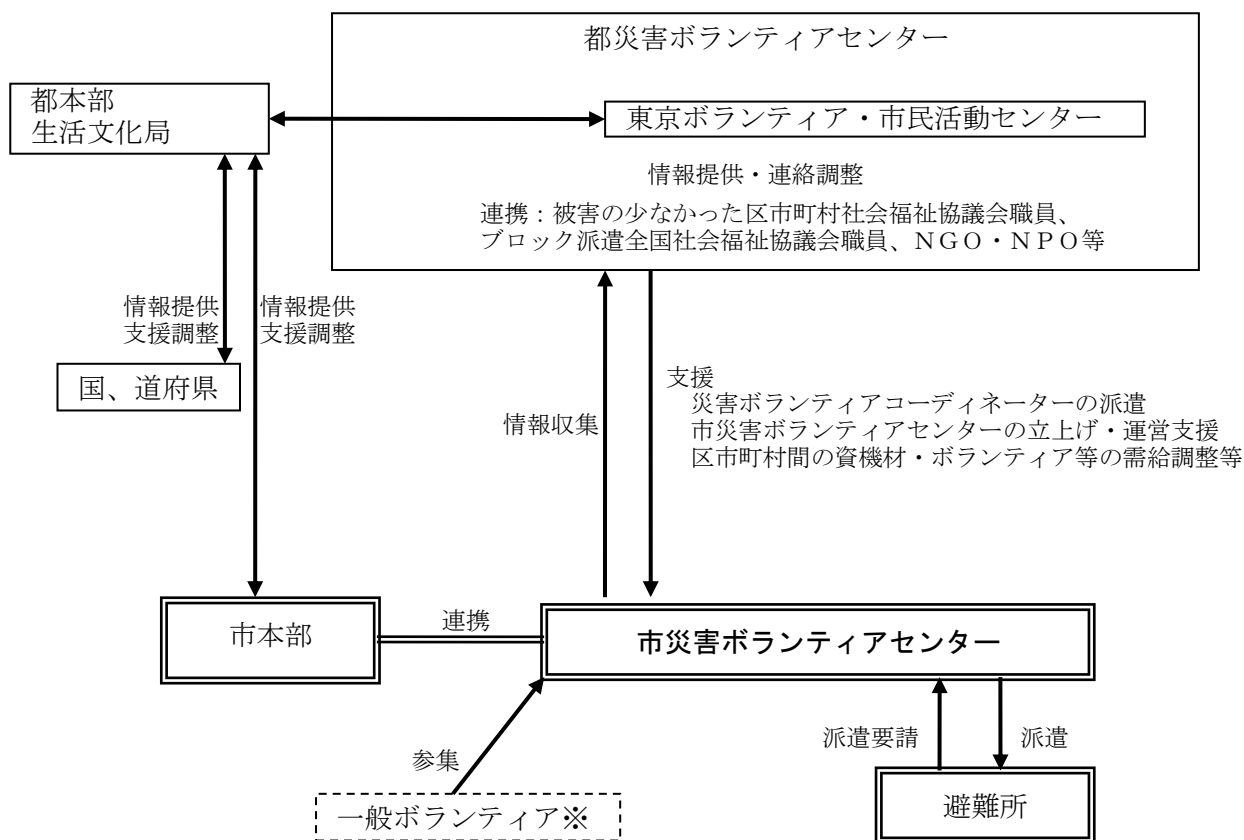
(3) 民間団体への応援要請(指令情報班)

建築物の倒壊、道路の損壊、水道・LPガス・下水道施設の損傷、火災の発生等様々な障害に対応するには、市や他市区町村の応援等行政の力だけでは困難で、民間団体や公共的団体の積極的な協力が必要である。速やかに必要となる品目や業務について応援協定締結団体（資料 20409）等に通知し、協力を要請する。

協力団体等が市に協力した場合の補償及び経費負担については、各計画及び協定等に定めるもののほかは、その都度又は事前に協議して定める。

(4) ボランティア活動との連携(福祉支援班、社会福祉協議会)

【ボランティア受け入れ派遣の流れ】



※専門知識・技術や経験に関係なく労力等を提供する（避難所運営やがれき撤去等）ボランティア

①市災害ボランティアセンターの設置

三鷹市社会福祉協議会は、みたか災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルに基づき、市災害ボランティアセンターの設置及び運営を実施する。

ア 市災害ボランティアセンターの設置

市に震度6弱以上の地震が発生した場合、市と社会福祉協議会が連携・協力し設置する。

イ 設置場所

市災害ボランティアセンター本部を元気創造プラザ3階福祉センターに設置し、平時にはボランティアセンターとして使用している上連雀分庁舎と一体で災害ボランティアセンターを運営する。

②市災害ボランティアセンターの役割

- ア ボランティアの登録受付及び派遣調整（コーディネート）、派遣
- イ 避難所の被災者要請（ニーズ）の整理、情報の提供
- ウ 避難所の運営、維持等に対する支援・協力
- エ 高齢者、障がい者などの要配慮者に対する支援・協力
- オ 他道府県社協職員調整業務担当者（コーディネーター）の受け入れ
- カ NPOとの連携・協働
- キ 災害応急及び復興に関する支援

③ 都との連携

都災害ボランティアセンターは、災害ボランティアコーディネーターを市災害ボランティアセンターへ派遣する。

(5) 消防署の応援協力・派遣要請

① 東京消防庁災害時支援ボランティアによる支援

震災時、東京消防庁災害時支援ボランティアは、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援や応急救護活動などを実施する。

② 消防相互応援協力

地震による同時多発火災等が発生し、現有消防力を結集しても消防力に不足の生ずることが見込まれる場合は、隣接市町村等との消防相互応援協定に基づく応援消防隊及び消防組織法に基づく緊急消防援助隊等の応援を受けて、消防の任務を遂行する。

4. 防災拠点の確保・調整

4-1. 対策内容と役割分担

| 機関名 | 内容 |
|----------|------------------------------------|
| 市（指令情報班） | ○応急活動拠点の調整 |
| 都本部 | ○オープンスペースや航空機の使用について、必要に応じて、総合的に調整 |

4-2. 詳細な取組内容

(1) 応急活動拠点の調整(指令情報班)

① 使用調整の趣旨

応急対策活動を効果的に実施するために、重要な役割を果たす都立公園等のオープンスペースの使用については、都と事前に取り決めた利用方法を踏まえて、市本部が時系列的及び面的な利用方法を総合的に調整する。

② オープンスペースの使用調整

市は、都立公園等、都が管理するオープンスペースの使用に当たっては、利用要望を都本部に提出する。都本部は、対策調整会議において、都各局及び市の利用要望と、自衛隊、他県等の警察・消防の応援部隊の使用見込との調整を行う。

オープンスペースを使用する場合は、使用状況を定期的に都本部へ報告する。

[関係資料]

- ・ 資料 20401 「防災拠点（本部拠点：市本部運営のため必要な施設）」
- ・ 資料 20402 「防災拠点（医療保健拠点）」
- ・ 資料 20403 「防災拠点（地域災害対策拠点）」
- ・ 資料 20404 「防災拠点（帰宅困難者支援拠点）」
- ・ 資料 20405 「防災拠点（給水拠点）」
- ・ 資料 20406 「防災拠点（避難活動拠点）」
- ・ 資料 20407 「災害時協力農地の現況」

- ・ 資料 20408 「災害時応援協定締結団体一覧（自治体等）」
- ・ 資料 20409 「災害時応援協定締結団体一覧（民間団体等）」
- ・ 資料 20410 「赤十字ボランティアの概要」
- ・ 資料 20411 「大震災の発生に伴う交通対策等実施要綱（警視庁）」
- ・ 資料 20412 「震災消防活動（東京消防庁）」
- ・ 資料 20413 「自衛隊災害派遣の範囲」
- ・ 資料 20414 「ヘリコプター発着可能地点」
- ・ 資料 20415 「ヘリコプター発着場基準及び表示要領（自衛隊）」
- ・ 資料 20416 「医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場候補地」
- ・ 資料 20417 「市内の災害時臨時離着陸場候補地一覧」
- ・ 資料 20418 「災害派遣部隊の活動内容」

第5章 情報通信の確保及び連絡・提供体制の充実

【本章における対策の基本的な考え方】

情報通信の重要性及び情報提供体制の強化

被災状況などの災害関連情報は、関係機関による的確な応急対策活動を迅速に実施する上で欠かせない。このような必要な情報を伝達するためには、発災時に機能する通信網を確保する必要がある。また、適切な情報を迅速かつ確実に発信するための情報通信も、発災時の混乱を避けるために必要となる。

発災後の情報通信の確保に向け、防災機関等の相互の通信、市民への情報提供、市民相互の情報伝達について推進を図る。

第5章 情報通信の確保及び連絡・提供体制の充実

現在の到達状況と課題

- 災害時の情報伝達を円滑に行うため、関係機関等に配備を進めているMCA無線の使用方法的習熟を図るため、定期的な通信訓練を実施している。
- 通信手段の重層化を進め、外部機関との連絡体制を構築・強化することが求められる。
- 災害時に最も重要となる情報について、円滑に市民に提供するための情報提供体制の整備・強化を図る必要がある。
- 家族間で災害時の行動について事前に相談しておくことを促すため、市民への周知を徹底するとともに、安否確認サービス等の利用経験を推進する必要がある。

具体的な取組

《予防対策》

災害情報連絡体制の確保・充実

- 情報連絡設備等の整備・運用
- 防災関係機関相互の情報連絡体制の整備

住民相互の情報連絡手段等の利用促進・周知

- 住民相互の情報連絡手段等の利用促進・周知

市民等への情報提供体制の整備

- 市民等への情報提供体制の整備

対策の方向性と目標

- ◆防災行政無線や災害情報システムの機能拡充に加え、MCA無線をはじめ、災害時優先電話、緊急速報メールなど、既設の情報伝達・連絡ツールの活用を推進するとともに、操作方法の習熟を図り、行政機関内の情報連絡体制を確保する。
- ◆通信手段の多重化により、外部機関との連絡体制を構築・強化する。
- ◆市ホームページ、安全安心メール、災害時緊急情報配信サービス等、多様な情報提供ツールの拡充・活用により、市民等への情報提供体制の整備・強化を図る。
- ◆災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板等、緊急時の市民間の安否確認手段を確保するとともに、日頃から安否確認等の発災時の行動を家族とよく相談するよう周知を行う。

～被害想定（多摩東部直下地震）～

| 被害項目 | 想定される被害 |
|---------|---------|
| 固定電話不通率 | 最大 3.9% |
| 停電率 | 最大 7.5% |

具体的な取組

〈応急・復旧対策〉

災害情報の収集・集約

- 災害情報の収集
- 災害情報の集約

防災機関相互の情報通信連絡体制 （警報及び注意報などの第一報）

- 各機関への情報連絡・通信方法
- 災害発生の恐れのある異常現象の通報
- 災害原因に関する重要な情報についての周知

防災機関相互の情報通信連絡体制 （被害状況）

- 被害情報等の都への報告

市民等への情報提供

- 市民等への情報提供方法・提供内容
- 報道機関への発表
- 放送要請
- 市民等への一斉帰宅抑制・安否確認サービス等の広報

広聴活動

- 臨時被災相談所の設置

第1節 現在の到達状況と課題

1. 災害情報連絡体制の確保・充実

- 災害時の情報伝達を円滑に行うため、関係機関等に配備を進めているMCA無線の使用方法の習熟を図るため、定期的な通信訓練を実施している。
- 通信手段の重層化を進め、外部機関との連絡体制を構築・強化することが求められる。

2. 市民等への情報提供体制の整備

- 災害時に最も重要となる情報について、円滑に市民に提供するための情報提供体制の整備・強化を図る必要がある。

3. 住民相互の情報連絡手段等の利用促進・周知

- 家族間で災害時の行動について事前に相談しておくことを促すため、市民への周知を徹底するとともに、安否確認サービス等の利用経験を推進する必要がある。

第2節 対策の方向性と目標

1. 災害情報連絡体制の確保・充実

- ◆防災行政無線や災害情報システムの機能拡充に加え、MCA無線をはじめ、災害時優先電話、緊急速報メールなど、既設の情報伝達・連絡ツールの活用を推進するとともに、操作方法の習熟を図り、行政機関内の情報連絡体制を確保する。
- ◆通信手段の多重化により、外部機関との連絡体制を構築・強化する。

2. 市民等への情報提供体制の整備

- ◆市ホームページ、安全安心メール、災害時緊急情報配信サービス等、多様な情報提供ツールの拡充・活用により、市民等への情報提供体制の整備・強化を図る。

3. 住民相互の情報連絡手段等の利用促進・周知

- ◆災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板等、緊急時の市民間の安否確認手段を確保するとともに、日頃から安否確認等の発災時の行動を家族とよく相談するよう周知を行う。

第3節 具体的な取組

第1 予防対策

《対策一覧》

- | | |
|---|----------------------|
| 1 | 災害情報連絡体制の確保・充実 |
| 2 | 市民等への情報提供体制の整備 |
| 3 | 住民相互の情報連絡手段等の利用促進・周知 |

1. 災害情報連絡体制の確保・充実

1-1. 対策内容と役割分担

| 機関名 | 内容 |
|---------|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ○情報連絡設備等の整備・運用 ○防災関係機関相互の情報連絡体制の整備 |
| 都総務局 | <ul style="list-style-type: none"> ○東京都防災行政無線を基幹として、都各局保有の無線等の通信連絡手段により、関係防災機関と情報連絡体制を構築（東京都防災行政無線や可搬型の衛星通信設備による総合的な防災行政無線網の整備） ○国の現地対策本部、総務省消防庁、自衛隊、他府県等との情報連絡体制を構築 ○地震計ネットワークの運用 ○緊急地震速報の利用 ○全国瞬時警報システム（J-ALERT）の利用 ○緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）の利用 ○Lアラート（災害情報共有システム）の利用 ○地理空間情報の活用 ○SNS 分析ツールを利用した災害情報の収集・分析と応急対策への活用 |
| 都各局 | <ul style="list-style-type: none"> ○関係防災機関との情報連絡体制を構築 ○関係省庁との情報連絡体制を構築 ○地理空間情報の活用 |
| 警視庁 | <ul style="list-style-type: none"> ○関係防災機関との情報連絡体制の構築 |
| 東京消防庁 | <ul style="list-style-type: none"> ○各方面本部、管下消防署、消防団及び関係防災機関との情報連絡のための消防・救急デジタル無線等の運用 ○関係防災機関相互の災害情報等をリアルタイムで共有する体制の構築 ○画像情報を活用した災害情報収集体制の整備 ○震災消防対策システムの運用 |
| 陸上自衛隊 | <ul style="list-style-type: none"> ○都本部との情報連絡体制を構築 |
| 海上保安庁 | <ul style="list-style-type: none"> ○都本部との情報連絡体制を構築 |
| 関東総合通信局 | <ul style="list-style-type: none"> ○東地方非常通信協議会の運営 |
| 各通信事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○通信設備及び通信回線の確保に向け、施設の耐震化及び非常用電源の長時間化等を推進 |

1-2. 詳細な取組内容

(1) 情報連絡設備等の整備・運用(企画部、総務部、会計課、消防団)

市は、都DISを活用し、被害情報、措置情報等を収集・集約する。情報はシステム内の地図上にも表記され、被害状況等を地理的に把握することができる。また、避難情報や避難所の開設情報なども入力し、これらの情報は災害対策活動に活用するとともに、同システムを通じて、都とも共有され、支援の要請等に活用する。

また、都DISに加え、以下の情報連絡設備、システムについて、災害時に有効活用するため、平常時から点検・整備・運用を行い、情報連絡体制の充実を図る。

【情報発信】

| システム名称 | 概要 |
|---------------------------|---|
| 防災行政無線（同報系） （資料 20501） | 基地局からの情報を市内各所に設置した屋外拡声子局からの拡声声や市施設及び防災関係機関に設置した戸別受信機に伝達するシステム |
| 情報伝達制御システム | 市ホームページ、三鷹市公式X（旧Twitter）、安全安心メールへの一括配信ができるシステム |
| 安全安心メール | 市内の安全安心に関する情報を配信しており、利用者は「防犯」「防災」「環境」の分野から必要な情報を選んで受信できる。防災行政無線（同報系）から放送を実施した際にはカテゴリを問わず全利用者に放送内容を配信する。 |
| 自動電話応答サービス | 防災行政無線（同報系）で放送した内容を電話応答装置で自動録音し、録音した内容を電話で確認できるサービス |
| 災害時緊急情報配信サービス | 携帯電話やスマートフォンを持っていない要配慮者を対象に、事前に登録した固定電話やFAXに情報を配信するサービス |
| 全国瞬時警報システム （J-ALERT） | 気象庁からの気象関係情報や、内閣官房からの有事関係情報について、人工衛星及び地上回線の双方を利用して地方公共団体へ送信される。受信した情報種別に応じて、防災行政無線（同報系）及び情報伝達制御システムが自動起動する。 |
| 緊急地震速報 | 地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析し、事前に強い揺れが来ることを知らせる。全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携し、防災行政無線（同報系）により市内全域への放送も実施する。 |
| エリアメール・緊急速報メール | NTTドコモがエリアメール、KDDI、ソフトバンク及び楽天モバイルが緊急速報メールと称して提供している。緊急性の高い情報を特定エリア（三鷹市内及び周辺）の対応端末に配信する。配信項目は利用規約に基づき運用する。 |

【情報収集】

| システム名称 | 概要 |
|----------|------------------------------------|
| 画像伝送システム | 東京都により端末が整備されており、被害状況の伝送やテレビ会議を行う。 |

| | |
|-----------|---|
| 防災用高所カメラ | 被害状況の迅速な把握及び適切な初動態勢の確立を目的として、災害による被害状況を確認するために三鷹駅南口駅前及び元気創造プラザ屋上に設置している。 |
| 計測震度計システム | 震度情報を計測・記録し、東京都防災行政無線を通じて都防災センター及び気象庁へ自動転送される。 震度によってはテレビの地震情報で市内の震度が放送され、また、震度5弱以上を記録した場合は、防災行政無線（同報系）により、市内全域へ震度情報について放送される。 |

【情報連絡】

| システム名称 | 概要 |
|-------------------------|--|
| MCA無線 (資料 20502) | 相互交信で通話する業務用無線。市施設や防災関係機関に配備しており、災害時の主要な通信手段となるシステム |
| 職員連絡メールシステム | 震災時等に市職員の安否確認等を行うためのメールシステム |
| 災害時優先電話 | 災害時に利用する市の災害用電話。通信制限の影響を受けずに発信が優先されるため、主に発信専用電話として使用する。 |
| 消防団消防指令システム | 災害時の参集連絡などをメールで全消防団員又は特定分団等に一斉連絡するシステム。三鷹消防署、防災課から発信可能であり、消防団本部から分団長や団員への一斉指示等の際に活用する。 |
| 消防団MCA無線 (資料 20503) | 消防団本部と各分団及び消防署に配置し、消防団本部における情報収集機能の充実及び各隊の情報共有に活用するシステム |
| 緊急情報ネットワークシステム (Em-Net) | 総合行政ネットワーク (LGWAN) を利用して、国 (官邸) と地方公共団体間で緊急を要する情報を通信 (双方向) する。 |
| 東京都防災行政無線 | 東京都により災害時の通信手段として整備されており、無線電話、無線FAXデータ通信により、都や区市町村と情報連絡を行う。 |
| 物資調達・輸送調整等支援システム | 国や都と市の間で、避難所等に対する必要な物資を円滑に確保するために、国が整備しているシステム。 市は物資拠点や備蓄倉庫、備蓄品などの情報を事前に登録し、関係機関と情報共有する。発災時には同システムを活用して都を通じて物資の要請を行う。 |

(2)防災関係機関相互の情報連絡体制の整備(企画部、総務部、会計課、消防団)

①情報連絡手段の確保

- ア 市を中心として整備したMCA無線又はその他の手段により、市の防災関係機関及びその他重要な施設との間での情報連絡手段を確保するとともに、必要に応じてMCA無線局の増設等を行う。
- イ 東京都防災行政無線の各機器の操作方法の習熟を図る。
- ウ 計測震度計システムの適切な管理運用を図る。
- エ 消防団消防指令システムの適切な管理運用を図る。

②訓練の実施

- ア 情報通信機器の効果的な活用を目的とした定期通信訓練を実施し、システムの運用体制の強化を図る。特に、市本部設置時に通信機器使用を担当する班に属する者は、同訓練において基地局運用の習熟を図る。また、災害発生時の被害情報等を迅速かつ正確に収集・伝達・分類・整理するための訓練を実施する。
- イ 消防団本部及び分団相互の情報連絡機器である消防団MCA無線の運用方法を習熟するとともに、消防団本部の情報収集・集約機能の向上を図る。

2. 市民等への情報提供体制の整備

2-1. 対策内容と役割分担

| 機関名 | 内容 |
|--------------------------------|---|
| 市 | ○市民等への情報提供体制の整備 |
| 市民・地域 | ○災害時の情報提供ツールの把握 |
| 都政策企画局 | ○東京都防災X（旧Twitter）をはじめとする防災関連情報を、東京都庁広報広聴課 X（旧Twitter）により幅広く発信 ○放送要請・報道要請等に関する協定の締結など、報道機関との連携体制を整備 |
| 都総務局 | ○災害発生時に的確な対応が図れるような情報発信体制を確立 ○防災 X（旧Twitter）、東京都防災アプリ、都等保有のデジタルサイネージなど多様な情報提供ツールの活用 |
| 都各局 | ○在住外国人等への情報の提供 |
| 都都市整備局 | ○災害発生時に的確な対応が取れるよう、最先端のデジタル技術を活用した情報収集発信体制を確立 |
| 都産業労働局、都建設局、都港湾局、都水道局、都下水道局 | ○災害発生時に的確な対応が図れるよう、必要な情報収集発信体制を確立 |
| 都デジタルサービス局 | ○スマートボールを活用した情報発信 ○東京都公式ホームページ等へのアクセス集中対策の実施 |
| 警視庁、東京消防庁 | ○ホームページ、SNS等を活用した各種情報の提供 |
| 関東総合通信局 | ○Lアラートによる住民への防災情報伝達システムの整備促進 |
| 東京電力グループ、東京ガスグループ、各通信事業者、各放送機関 | ○災害発生時に的確な対応が図れるよう、ライフラインや通信網の情報収集発信体制を確立 |

2-2. 詳細な取組内容

(1)市民等への情報提供体制の整備(企画部、総務部)

- ア J-ALERT及びEm-Netで送信された緊急事態に係る情報提供体制の管理運用を図る。
- イ 防災行政無線（同報系）による拡声放送の難聴地域改善及び計画的な機器の更新等を行い、無線施設・設備の適正な維持及び管理運用を図る。
- ウ 防災行政無線（同報系）の放送内容について、市ホームページ、安全安心メール等のICTをはじめ

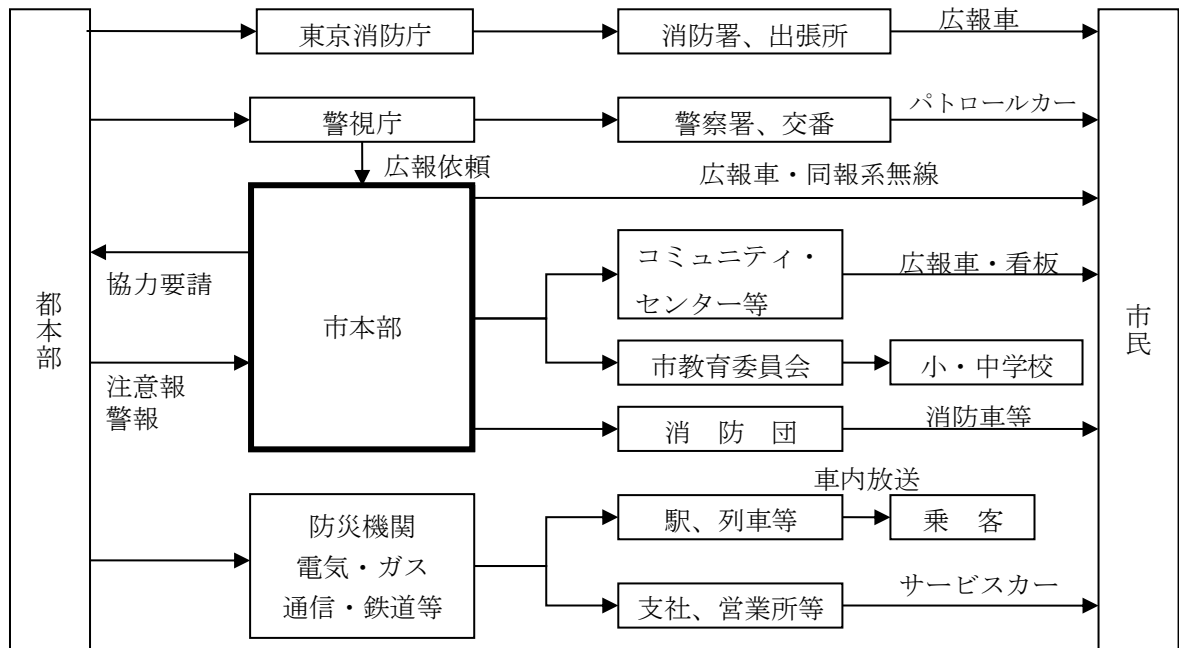
め、町会・自治会等や市公共施設の掲示板への掲載など、平常時に利用しているネットワーク等の活用を図る。

エ 臨時FM局の開設など多様な情報提供ツールの拡充・活用による情報提供体制を検討する。

オ 災害時のアクセス集中においても円滑な情報提供が可能な市ホームページ環境を整備する。

カ 広報紙及びホームページの積極的かつ効果的な活用方法とともに、高齢者、障がい者及び外国籍市民などに対する情報提供手段を検討し、迅速かつ的確な情報提供ができるよう事前準備を行う。

【震災時の広報活動における主な流れ】



3. 住民相互の情報連絡手段等の利用促進・周知

3-1. 対策内容と役割分担

| 機関名 | 内容 |
|--------|---|
| 市 | ○住民相互の情報連絡手段等の利用促進・周知 |
| 市民・地域 | ○安否確認手段の利用・習熟 |
| 都総務局 | ○都民相互間の安否確認手段の確保・周知 ○その他通信手段の多様化や通信基盤の強化を推進 |
| 各通信事業者 | ○安否確認手段の確保及び周知 ○通信設備及び通信回線の確保に向け、施設の耐震化や非常用電源の長時間化等を推進 |
| 都交通局 | ○駅における情報提供体制の整備 |
| 鉄道事業者 | ○ホームページやSNS等を利用した情報提供体制の整備 |

3-2. 詳細な取組内容

(1)住民相互の情報連絡手段等の利用促進・周知(総務部)

市は、災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの安否確認手段の周知に努め、市民が日頃から、発災時の行動を家族内で相談するよう普及啓発に努める。

第2 応急・復旧対策

《対策一覧》

- | |
|----------------------------------|
| 1 災害情報の収集・集約 |
| 2 防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報） |
| 3 防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況） |
| 4 市民等への情報提供 |
| 5 広聴活動 |

1. 災害情報の収集・集約

1-1. 対策内容と役割分担

| 機関名 | 内容 |
|-------|----------------------|
| 市（全班） | ○災害情報の収集 ○災害情報の集約 |

1-2. 詳細な取組内容

(1) 災害情報の収集・報告(全班)

① 収集・報告方法

初動時に市本部等が的確な応急対策活動を迅速に行うため、全班は、以下の手順に従い、情報収集に努め、都D I Sにより報告する。ただし、システム障害等が発生している場合は情報伝票（様式1）等により指令情報班へ報告する。

- ア 市本部に参集した職員は、参集途中に得た情報を都D I Sにより報告する。
- イ 財務情報班は、M C A無線等の情報連絡機器を使用して、防災関係機関等から情報収集し情報伝票により報告する。
- ウ 各班は、市内の被害調査で得た情報及び班構成の部課が所管する施設等の情報を都D I Sにより報告する。

② 収集する災害情報の種類

以下の情報等を収集対象とする。

- ア 火災に関する情報
 - (ア) 指令情報班は、地震により同時多発火災が発生した場合、消防署、消防団、自主防等から収集した市内の火災発生状況及び延焼状況等を市全図上に集約し、消防署等の活動態勢とともに、市本部に報告する。
 - (イ) 市本部は、これらの情報をもとに、必要に応じ市民への避難指示等を決定し市民に伝達する。
- イ 公共施設に関する情報
 - 各班は、班構成の部課が所管する施設等の情報を収集する。
- ウ 救出救助に関する情報
 - (ア) 市本部は、市内の倒壊家屋の状況及び救出救助活動の状況について、関係機関から報告を求め、必要に応じて応援協定締結団体への要請や自衛隊への出動要請を行う。
 - (イ) 救出救助にあたる関係機関に対し、負傷者の受入可能医療機関等の情報を提供する。
 - (ウ) 検視・検案場所となる施設の被災状況を確認し、関係機関に連絡する。

エ 道路及び交通に関する情報

(ア) 道路交通班は、道路の被災状況及び交通規制情報について、市職員や関係機関、市民等からの情報を集約し、本部に報告する。

(イ) 応援協定に基づき商工会及び建設業協会等へ道路啓開・復旧について応援要請を行う。

オ 医療救護に関する情報

(ア) 医療健康班は、災害医療対策実施本部を統括し、市内の医療機関の被災状況及び診療の可否等について情報を収集・集約する。

(イ) 医療健康班は、必要に応じて災害時医療救護所及び医療拠点等に職員を派遣し、情報を収集する。

カ 市民の安全確保及び避難に関する情報

市本部は、市内の火災状況、市民の避難状況その他市内の被災状況等に関する情報を収集する。

キ ライフラインに関する情報

(ア) 財務情報班は、避難所等拠点施設の被害状況を確認する。

(イ) 電気、ガス、水道、交通等の市内の被害状況及び復旧の見込みについて、各機関から情報を収集する。

(2)災害情報の集約(指令情報班)

指令情報班は、報告された情報を取りまとめ、分類、整理し、市本部が応急対策等を検討するための資料とする。

2. 防災機関相互の情報通信連絡体制(警報及び注意報などの第一報)

2-1. 対策内容と役割分担

| 機関名 | 内容 |
|----------------|--|
| 市（指令情報班、広報情報班） | <ul style="list-style-type: none"> ○各機関への情報連絡・通信方法 ○災害発生の際のある異常現象の通報 ○災害原因に関する重要な情報についての周知 |
| 都総務局 | <ul style="list-style-type: none"> ○災害原因に関する重要な情報について、気象庁、都各局、区市町村及びその他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、関係のある都各局、区市町村、防災機関等に通報 ○津波警報及び注意報について、気象庁から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、関係のある都各局及び区市町村に通知 |
| 都各局 | <ul style="list-style-type: none"> ○災害原因に関する情報について、都総務局に通報 ○都総務局その他関係機関から通報を受けた重要な情報、警報及び注意報については、所属機関に通報 |
| 警視庁 | <ul style="list-style-type: none"> ○警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、関係区市町村に通報 |
| 東京消防庁 | <ul style="list-style-type: none"> ○都総務局からの通報に基づき、消防署等に一齐通報し、各消防署等は、都民に周知 ○地震に起因する水防に関する情報を各消防署等から収集し、これを都総務局及びその他の関係機関に通報するとともに、都民に周知 |

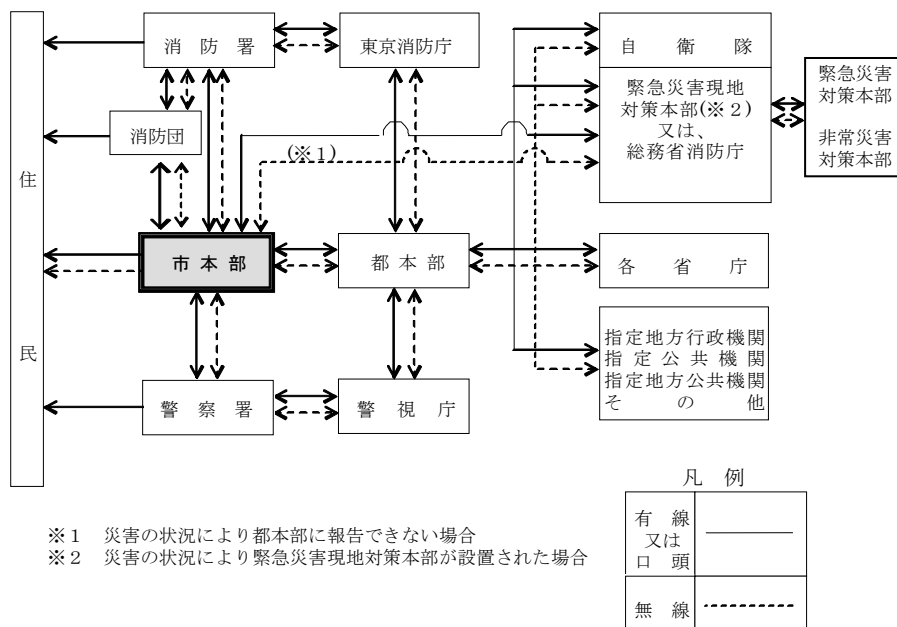
| 機関名 | 内容 |
|---------------------|---|
| 第三管区海上保安本部（東京海上保安部） | ○津波警報等及び災害に関する情報の伝達・周知 |
| 東京管区气象台 | ○緊急地震速報及び地震に関する情報の発表 ○発表した情報は、東京都等へ提供するとともに、各放送機関等の協力を得て、広く情報提供に努める。 |
| NTT 東日本 | ○各種警報の通報 ○警報の優先取扱い |
| 各放送機関 | ○災害に関する警報等の周知 |

2-2. 詳細な取組内容

(1)各機関への情報連絡・通信方法(指令情報班)

- ア 市・防災関係機関相互の情報連絡は、MCA無線の使用を原則とする。
- イ 都本部に対する情報連絡は、東京都防災行政無線を使用する。
- ウ 災害の状況により都本部に連絡することができない場合は、国の現地対策本部又は総務省消防庁等に対して直接連絡する。
- エ 市民等に対し各放送機関等と連携した避難指示等に関する情報提供を行う。
- オ 初期の災害情報は市本部に一元化し、各防災機関との情報連絡により災害情報を相互に共有し、初動活動の効率化を図る。

【防災機関相互の通信連絡系統】



(2)災害発生のおそれのある異常現象の通報(指令情報班)

災害が発生するおそれのある現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官等から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに関係機関に通報する。

（3）災害原因に関する重要な情報についての周知（指令情報班、広報情報班）

災害を招く重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたときは、直ちに区域内の関連機関、その他重要な施設の管理者、自主防及び一般住民等に周知する。

3. 防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況）

3-1. 対策内容と役割分担

| 機関名 | 内容 |
|----------------------------|---|
| 市（指令情報班、広報情報班、医療健康班、道路交通班） | ○被害情報等の都への報告 |
| 都総務局 | ○所在区市町村別の被害状況等調査 ○国（総務省消防庁）への報告と他関係防災機関への通報 ○被害状況等とりまとめ ○東京都災害情報システム等の運用及び補完する多様な通信手段による行政機関内の情報連絡 ○重層的な連絡体制による外部機関との情報連絡 |
| 警視庁 | ○都への通報、関係機関との情報交換 ○安否・被害情報確認システムによる参集途上の職員からの被害状況等の収集 ○地震被害判読システム等による災害情報収集 |
| 東京消防庁 | ○地震被害予測システム等による被害予測 ○高所カメラ、地震被害判読システム、早期災害情報システム等による災害情報収集 ○各消防署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等についての都への通報、関係機関との情報交換 |
| 第三管区海上保安本部（東京海上保安部） | ○情報収集及び通報 |
| 関東地方整備局 | ○情報収集及び通報 |
| 関東地方測量部 | ○情報収集及び通報 |
| 関東総合通信局 | ○防災情報伝達システムの検討 ○電気通信事業者の被災・復旧状況等 ○放送局の被災・復旧状況等 |
| 各通信事業者 | ○通信の被害、疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等 |
| 東京ハイヤー・タクシー協会 | ○発災時の災害情報の収集・伝達 ○発災直後の被害状況等を、都に対して提供 |
| 各防災機関 | ○発災直後の被害状況等を、都に対して提供 |

3-2. 詳細な取組内容

（1）被害情報等の都への報告（指令情報班、広報情報班、医療健康班、道路交通班、東京都、各防災機関）

ア 指令情報班は、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を都（都に報告ができない場

合は、国：総務省消防庁）に報告する。

イ 前記に基づく報告は、災対法施行令第21条に規定する以下の項目とする。

(ア) 報告すべき事項

災害の原因、災害が発生した日時、災害が発生した場所又は地域、被害の程度、災害に対してとられた措置、その他必要な事項

(イ) 報告の方法

原則として、都DISによる報告を行う。

(ウ) 災害救助法に基づく報告

災害救助法に基づく報告については、第2部第12章参照。

4. 市民等への情報提供

4-1. 対策内容と役割分担

| 機関名 | 内容 |
|----------------|--|
| 市（指令情報班、広報情報班） | <ul style="list-style-type: none"> ○市民等への情報提供方法・提供内容 ○報道機関への発表 ○放送要請 ○市民等への一斉帰宅抑制・安否確認サービス等の広報 |
| 市民・地域 | <ul style="list-style-type: none"> ○一斉帰宅の抑制 ○災害用伝言ダイヤル、災害伝言板等を活用した安否確認 |
| 都本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○震災発生直後に行う広報内容 ○被災者に対する広報 ○被害情報や鉄道運行状況、道路情報等の提供 ○多様な通信手段による住民への情報提供 |
| 都政策企画局 | <ul style="list-style-type: none"> ○各広報媒体を活用し、災害対策本部の発する情報を基に広報活動を実施 ○都庁総合ホームページを災害対策用へ切り替え、迅速な情報提供を行う。 ○報道機関に対する発表 ○要請文の作成 |
| 都総務局 | <ul style="list-style-type: none"> ○都政策企画局その他の関係機関に対し必要な情報提供の指示及び要請、無線一斉通報 ○各広報媒体を活用し、災害対策本部の発する情報を基に広報活動を実施 ○東京都防災ホームページを災害対策用に切り替え、迅速な情報提供を行うほか、東京都防災X（旧Twitter）、東京都防災アプリを活用して災害情報等を発信 ○東京都等が保有するデジタルサイネージにおいて災害情報を発信 ○住民、事業者及び帰宅困難者に対し、区市町村や報道機関等と連携した情報提供 |
| 都生活文化スポーツ局 | <ul style="list-style-type: none"> ○被災外国人への対応として、外国人災害時情報センターを設置し、災害対策本部の発する情報を基に、（一財）東京都つながり創生財団と連携して、外国人が必要とする情報の収集・提供、区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援等を行う。 |
| 都水道局 | <ul style="list-style-type: none"> ○地震発生直後に行う広報 |

| 機関名 | 内容 |
|------------------------|--|
| | ○応急対策開始後に行う広報 ○応急対策の進捗に伴う広報 ○水道局事業所の各所管区域内を対象とする広報 |
| 都下水道局 | ○下水道施設の被害及び復旧等の状況及び下水道使用自粛等の協力要請についての広報 |
| 警視庁 | ○余震、津波等気象庁の情報 ほか |
| 東京消防庁 | ○災害情報、消防活動状況等の広報 |
| 東京管区气象台 | ○地震・津波の詳しい状況やその解説、地震活動の見通しや防災上の留意事項など |
| 関東総合通信局 | ○電気通信事業者の被災・復旧状況等 ○放送局の被災・復旧状況等 |
| 自衛隊 | ○情報収集と広報活動 |
| 日本郵便 | ○業務被害、応急対策の措置状況等、業務運営状況及びその見通し等 |
| 各通信事業者 | ○通信の被害、疎通状況の案内等 ○災害用安否確認サービス提供開始の案内 ○住民、事業者及び帰宅困難者への情報提供 ○災害伝言ダイヤル、災害伝言板等の災害用安否確認サービスの利用の呼びかけ |
| 日本銀行 | ○災害応急対策に関する情報 |
| 東日本高速道路、中日本高速道路、首都高速道路 | ○応急対策の措置状況等 |
| J R 東日本 | ○災害の規模、被害範囲、駅周辺や沿線の被害状況等 |
| 東京電力グループ | ○電気による二次災害等を防止するための方法等 |
| 東京ガスグループ | ○被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項等 |
| 各放送機関 | ○発災時の応急措置、災害に関する警報等の周知 |

4-2. 詳細な取組内容

(1) 市民等への情報提供方法・提供内容(広報情報班)

① 市民等への情報提供方法

- ア 防災行政無線（同報系）の放送内容について、市ホームページ、安全安心メール等による配信並びに市内の公共施設への掲示などを行う。
- イ 町会等の掲示板への掲示や回覧板の活用など、平常時に利用しているネットワーク等を最大限活用していく。
- ウ 防災行政無線（同報系）の放送については、市境に居住する市民が、情報の混乱等を起こさないよう、隣接自治体と連携しながら放送内容の統一化や時差放送等を実施する。

② 情報提供内容

災害発生時には、市民に対し速やかに正確な情報を提供することにより、市民が適切な判断による行動がとれるようにするとともに、情報活動の不手際による無用な混乱を防止する必要がある。

このため、市本部は、情報をいち早く集約するとともに各防災機関と情報連絡を行い、相互に情報の共有を図り、市民に対し各機関とともに適切かつ迅速な広報活動を行う。

広報情報班は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、各防災機関と密接な連携のもとに次に掲げる広報活動を行う。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に配慮した広報を行う。

ア 震災発生直後の広報

- (ア) 市内の震度
- (イ) 地震の規模、余震への注意及び気象状況
- (ウ) 電気・ガス・火気使用器具等からの出火防止に関すること
- (エ) 避難方法及び避難場所

イ 被災者に対する広報

- (ア) 被害状況
- (イ) 避難所開設状況
- (ウ) 医療救護情報
- (エ) 食料、物資等の配給状況及び給水拠点の場所
- (オ) 電気・ガス・上下水道等ライフラインの被害・復旧状況及び使用に関する注意喚起
- (カ) 通信・交通機関等の復旧状況
- (キ) 物資の流通状況
- (ク) ごみの出し方

ウ 広報の方法

災害の規模又は状況により、広報区域及び広報内容を決定し、防災行政無線（同報系）を使用して実施することとし、被害が甚大な地区を中心に広報車を配車出動させ、現地広報活動を実施する。

また、広報の内容によっては、警察署や消防署等に協力を求める。更に災害の規模又は状況により、都その他関係機関の協力を必要とする場合は、都総務局に協力を要請する。

また、ホームページがアクセス過多で繋がらざらぬ時に備え、安全安心メール等を活用した災害情報の提供を行う。

(2)報道機関への発表(広報情報班)

ア 市本部の災害に関する情報の報道機関への公式発表窓口は、広報情報班とする。広報情報班長は、各部班の報道機関発表事項を総合調整し、統一を図る。

イ 広報情報班長は、事項の軽重、緊急性等を検討したうえで報道機関へ発表する。

(3)放送要請(指令情報班)

ア 災対法第57条及び大規模地震対策特別措置法第20条の規定に基づき、警報の伝達等のため放送しようとするときには、東京都が締結している「災害時等における放送要請に関する協定」及び同実施細目により、原則として、知事に要請する。

イ 避難指示など直ちに伝達する必要がある情報については、アのほか、市が締結している「災害時に放送等に関する協定」に基づき、放送事業者に直接、要請する。

ウ 地域に密着している放送事業者であるジェイコム東京武蔵野・三鷹局及びむさしのFMについては、日頃から連携し災害発生時の円滑な対応に努める。

（4）市民等への一斉帰宅抑制・安否確認サービス等の広報（広報情報班）

個人・企業等に対する一斉帰宅抑制の呼びかけや安否確認方法の周知を行い、関係機関と連携して、避難所や一時滞在施設の開設状況など、災害関連情報等を提供する。

5. 広聴活動

5-1. 対策内容と役割分担

| 機関名 | 内容 |
|----------|----------------------------------|
| 市（指令情報班） | ○臨時被災相談所の設置 |
| 消防署 | ○消防相談所の設置 |
| 都総務局 | ○都各局の相談窓口をとりまとめ住民等へ周知 |
| 都各局 | ○相談窓口等を開設するとともに、都総務局に報告 |
| 警視庁 | ○臨時相談所を開設 ○交通規制に係るテレホンコーナーを開設 |
| 東京消防庁 | ○災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に対応 |

5-2. 詳細な取組内容

（1）臨時被災相談所の設置（指令情報班）

災害時には、被災者又は関係者からの家族の消息、医療生活必需品、住居の確保、ライフラインの復旧状況や融資等についての相談、要望、苦情に応じるため、広聴活動を展開する必要がある。このため、被災者のための相談所を設置し、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るとともに、関係機関と連携した広聴活動を実施する。

（2）消防相談所の設置（消防署）

消防署及び各出張所に、災害の規模に応じて消防相談所を開設し、消防相談にあたる。

[関係資料]

- ・ 資料 20501 「防災行政無線同報系屋外拡声子局設置場所」
- ・ 資料 20502 「防災行政MCA無線システム配置場所」
- ・ 資料 20503 「消防団MCA無線配置場所」

- ・ 様式 1 「情報伝票」

第6章 医療救護・保健等対策

【本章における対策の基本的な考え方】

災害時における医療機能の確保と感染症への対応など

震災時には、多数の負傷者が発生することが想定され、災害発生直後から多数の負傷者に対し迅速な医療救護活動を行わなければならない。

市は、五師会及び三鷹商工会と連携し、災害時の医療体制を整える。

また、保健衛生や防疫体制の推進の中で、各種感染症への対応を図るとともに、遺体の取扱いについては、死者の尊厳と遺族の感情を十分に考慮し、迅速かつ適切に取り扱う。

第6章 医療救護・保健等対策

現在の到達状況と課題

- 市の医療救護活動等を統括・調整する市災害医療コーディネーターを、また、市災害薬事コーディネーターを指定し、災害時医療活動態勢の強化を図っている。（市医療コーディネーター：4人、市薬事コーディネーター：1人）
- 災害時医療救護活動を円滑に進めるため、活動の中核拠点として、総合保健センター内に災害医療対策実施本部を設置することとし、開設・運営訓練を実施している。
- 医療救護所を中心とした情報連絡・医療提供体制の構築に向けて設置・運営訓練等を実施し情報連絡・医療提供体制の確認及び検証を実施している。
- 負傷者の搬送方法のあり方など医療救護所における迅速な搬送体制を検討し構築する必要がある。
- 災害時の医薬品等の供給体制の強化を推進することが求められる。
- 防疫用資機材の平時からの備蓄に努めるとともに、各種感染症対策も視野に入れた防疫体制の強化を図る必要がある。
- 災害発生時の遺体の取扱いや火葬体制について、市民への周知を図るとともに、体制強化に努める必要がある。

具体的な取組

《予防対策》

初動医療救護体制の確立

- 情報連絡体制等の整備・確保
- 医療救護活動体制の整備

負傷者等の搬送体制の確保

- 負傷者の搬送方法の検討
- 医療救護所等における搬送体制の構築

医薬品・医療資機材の確保

- 災害時医療救護所等における備蓄品の見直しと推進
- 医薬品・医療資機材の確保

保健衛生・防疫体制の強化

- 保健活動体制の整備
- 防疫体制の整備

遺体の取扱い

- 遺体収容体制の整備
- 遺体収容体制に係る関係機関との連携体制の構築
- 遺体収容体制・火葬体制の公表

《復旧対策》

防疫体制の確立

- 防疫体制の確立

火葬

- 火葬特例の適用・許可証発行
- 火葬体制の確立
- 広域火葬対応

対策の方向性と目標

- ◆各師会における参集体制を確立するとともに、市災害医療コーディネーターを中心とした初動医療体制の早期の構築を図る。
- ◆災害時医療救護所から医療拠点への搬送等、負傷者や傷病者の移動に関する体制や仕組みに関する検討を進める。
- ◆医薬品や医療資機材等が不足する場合に備え、医療救護活動に大きな支障が出ないようにするため、医薬品や医療資機材の確保に向け、医師会及び薬剤師会と連携し、災害薬事センターの運営方法等について検討を進めるとともに、都や卸売販売業者と連携した供給体制を構築する。
- ◆感染症対策に十分配慮した保健衛生、防疫体制となるよう取り組む。
- ◆遺体の収容等に関する関係機関等との連携や広域火葬の実施など体制強化を図る。

～被害想定（多摩東部直下地震）～

| 被害項目 | 想定される被害 | 被害項目 | 想定される被害 |
|------|------------|------|----------|
| 負傷者数 | 最大 1,087 人 | 重傷者数 | 最大 146 人 |

具体的な取組

《応急対策》

初動医療救護体制の確立

- 初動医療救護体制の構築
- 初動医療救護体制の広報

負傷者等の搬送体制の整備

- 負傷者等の搬送
- 医療スタッフの搬送
- 広域搬送要請

医薬品・医療資機材の供給

- 災害薬事センターの設置
- 医薬品・医療資機材の調達

医療施設の確保

- 医療機関の収容能力拡大の要請

保健衛生・防疫体制の確立

- 保健衛生・防疫体制の確立

行方不明者の搜索

- 行方不明者の搜索の総括

遺体の搬送・収容

- 遺体の搬送
- 遺体収容所の設置
- 遺体安置所・遺体引渡所の設置
- 遺体収容所設置・収容状況の広報

検視・検案・身元確認

- 検視・検案の運営準備・身元確認
- 身元不明遺体の周知、保管

第1節 現在の到達状況と課題

1. 初動医療救護体制の確立

- 市の医療救護活動等を統括・調整する市災害医療コーディネーターを、また、市災害薬事コーディネーターを指定し、災害時医療活動態勢の強化を図っている。（市医療コーディネーター：4人、市薬事コーディネーター：1人）
- 災害時医療救護活動を円滑に進めるため、活動の中核拠点として、総合保健センター内に災害医療対策実施本部を設置することとし、開設・運営訓練を実施している。
- 医療救護所を中心とした情報連絡・医療提供体制の構築に向けて設置・運営訓練等を実施し、情報連絡・医療提供体制の確認及び検証を実施している。
- 避難所・在宅療養者の医療支援に関して、関係する医療機関と円滑に調整・情報交換可能な体制を確立しておくことが求められる。

2. 負傷者等の搬送体制の確保

- 負傷者の搬送方法のあり方など医療救護所における迅速な搬送体制を検討・構築する必要がある。

3. 医薬品・医療資機材の確保

- 発災直後から3日間で必要とされる量の医薬品等について備蓄を進める必要がある。また、医薬品等の卸売販売業者への発注・調達方法について協議し、災害時の医薬品等の供給体制の強化を推進することが求められる。

4. 保健衛生・防疫体制の強化

- 防疫用資材の平時からの備蓄に努めることが求められる。あわせて、調達・配布計画を策定するとともに、保健衛生関連機関との情報伝達体制を構築し、災害時の防疫体制の強化を図る必要がある。
- 各種感染症対策を踏まえた保健衛生・防疫体制の強化を図る必要がある。

5. 遺体の取扱い

- 災害発生時の遺体収容所、遺体安置所、遺体引渡所の設置・運用等、災害時の遺体取扱や火葬体制について市民への周知を図るとともに、体制強化に努める必要がある。

第2節 対策の方向性と目標

1. 初動医療救護体制の確立

- ◆市災害医療コーディネーターを中心とする医療救護活動体制をより強固なものとし、多数の負傷者等に迅速に対応するための取組を推進する。
- ◆各師会における参集体制を確立し、初動医療体制の早期の構築を図る。
- ◆災害時医療救護所の設置・運営訓練や災害医療対策実施本部の運営訓練などを五師会及び三鷹商工会と連携の上で実施し、確認・検証等を行う。
- ◆災害時にも必要な医療支援が可能となるような人財の確保に向けた検討を進める。

2. 負傷者等の搬送体制の確保

- ◆災害時医療救護所から医療拠点への搬送等、負傷者や傷病者の移動に関する体制や仕組みに関する検討を進める。

3. 医薬品・医療資機材の確保

- ◆医薬品や医療資機材等が不足する場合に備え、医療救護活動に大きな支障が出ないようにするため、医薬品や医療資機材の確保に向け、医師会及び薬剤師会と連携し、災害薬事センターの運営方法等について検討を進めるとともに、都や卸売販売業者と連携した供給体制を構築する。

4. 保健衛生・防疫体制の強化

- ◆災害発生時の保健衛生活動や防疫活動を可能とするような必要資機材の備蓄に努めるとともに、事前の調達・配布計画を策定する。
- ◆各種感染症対策に十分配慮した保健衛生、防疫体制となるよう取り組む。

5. 遺体の取扱い

- ◆災害発生時の遺体の取扱いや火葬体制についての市民周知を図るとともに、遺体の収容等に関する関係機関等との連携や広域火葬の実施など体制強化を図る。

第3節 具体的な取組

第1 予防対策

《対策一覧》

- | | |
|---|---------------|
| 1 | 初動医療救護体制の確立 |
| 2 | 負傷者等の搬送体制の確保 |
| 3 | 医薬品・医療資機材等の確保 |
| 4 | 保健衛生・防疫体制の強化 |
| 5 | 遺体の取扱い |

1. 初動医療救護体制の確立

1-1. 対策内容と役割分担

| 機関名 | 内容 |
|---------------|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ○情報連絡体制等の整備・確保 ○医療救護活動体制の整備 |
| 五師会、6病院、三鷹商工会 | <ul style="list-style-type: none"> ○医療救護活動体制の整備 ○災害時医療運営連絡会の開催 ○災害時医療救護所及び医療拠点の運営マニュアルの作成及び訓練の実施 ○市の医療救護体制の周知 |
| 都保健医療局 | <ul style="list-style-type: none"> ○把握すべき医療機関の被害状況及び活動状況等の事項を事前に整理 ○東京都災害医療コーディネーターを中心とした都全域の情報連絡体制及び東京都地域災害医療コーディネーターを中心とした圏域内の情報連絡体制を確保し、各コーディネーターによる統括・調整機能の確立 ○東京DMAT及び東京DPAT隊員を養成 ○都医療救護班、都歯科医療救護班、都薬剤師班等の確保 ○東京消防庁等とともに、救出救助活動と連携した東京DMATの活動訓練等を実施 ○病院や薬局等医療機関の事業継続計画策定を支援 ○DHEAT構成員の養成 ○応援保健医療活動チームの受入体制の整備 ○東京都立病院機構との調整 |
| 東京都立病院機構 | <ul style="list-style-type: none"> ○都立病院（広尾病院・墨東病院・多摩総合医療センター）に東京DMATを整備 ○都立病院の医療救護班を整備 ○都立病院（松沢病院・広尾病院・墨東病院・多摩総合医療センター・小児総合医療センター・豊島病院）に東京DPATを整備 ○医療機能を継続するため、都立病院の事業継続計画を策定 |
| 東京消防庁 | <ul style="list-style-type: none"> ○東京DMAT連携隊を編成し東京DMATと連携 ○都保健医療局等とともに、救出救助活動と連携した東京DMATの活動訓練を実施 |

1-2. 詳細な取組内容

(1) 情報連絡体制等の整備・確保(総務部、健康福祉部)

市災害医療コーディネーターを中心に、被災状況や医療機関の活動状況等を迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築する。

【災害医療コーディネーターの種別】

| 種別 | 役割 |
|-----------------------|--|
| 東京都災害医療 コーディネーター | 都内全域の医療救護活動を統括・調整するため、都に対し医学的な助言を行う都が指定する医師 |
| 東京都地域災害医療 コーディネーター | 各二次保健医療圏域の医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する医師（三鷹市域は北多摩南部保健医療圏に位置し、多摩総合医療センターに配置） |
| 市災害医療 コーディネーター | 市内の医療救護活動を統括・調整するため、市に対して医学的な助言を行う市が指定する医師 |

(2) 医療救護活動体制の整備(総務部、健康福祉部)

① 市の取組

- ア 五師会、三鷹商工会及び市内の病院との連携により、市の災害時医療体制を確立する。
- イ 東京都の体制に従い、北多摩南部保健医療圏における医療体制の整備に努めるとともに、東京都と連携を図り広域応援体制を構築する。
- ウ 市全体の災害時医療活動を迅速に進めるために、発災直後に総合保健センター内に災害医療対策実施本部（以下「市医療本部」という。）を設置・運営する体制を整備する。
- エ 市は、急性期（発災後72時間後）以降は、市医療本部において、市災害医療コーディネーターを中心に、避難所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行う体制を整備する。
- オ 医療拠点の近接地等で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う緊急医療救護所の設置を検討する。

【医療救護活動におけるフェーズ区分の想定時間と状況】

| 区分 | | 想定される状況 |
|----|---------------------|--|
| 0 | 発災直後 (発災～6時間) | 建物の倒壊や火災等の発生により、傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況 |
| 1 | 超急性期 (6時間～72時間) | 救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況 |
| 2 | 急性期 (72時間～1週間程度) | 被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況 |
| 3 | 亜急性期 (1週間～1か月程度) | 地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況 |
| 4 | 慢性期 (1か月～3か月程度) | 避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況 |
| 5 | 中長期 (3か月以降) | 医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ再開している状況 |

②五師会等の取組

ア 五師会及び三鷹商工会は、それぞれの会員に、市の災害時の医療救護活動体制への理解と協力を求めるとともに、医師等の参集場所の割り振りを取り決めておく。

イ 市内の病院は、市や五師会と連携して、災害時の医療拠点としての機能を果たせるよう体制整備を実施しておく。

③災害時医療運営連絡会の開催

市は、五師会、三鷹商工会、警察署、消防署等の関係機関による災害時医療運営連絡会を開催し、市医療本部、災害時医療救護所の設置・運営方法、要救護者・処置後の移動困難者の搬送などについて検討する。

④災害時医療救護所及び医療拠点の運営マニュアルの作成及び訓練の実施

ア 市は、医療救護所の設置場所、設営や運営に必要な資機材を整備する。

イ 五師会及び三鷹商工会は、災害時医療救護所及び医療拠点（病院前トリアージ）の運営マニュアルを作成するとともに、設置運営訓練を実施し、活動内容等を確認・検証する。

⑤医療機関等の機能維持に向けた取組

市は、平時から医療機関との通信訓練や、市災害医療コーディネーターを中心とした情報連絡体制の確保に向けた訓練を実施するとともに、都が実施する医療機関の事業継続計画策定支援に協力し、病院等の発災時の対応能力向上に向けた取組を推進する。

⑥市の医療救護体制の周知

ア 市は、災害時医療救護所の役割と体制について、訓練等を通じて市民に周知するとともに、五師会が行う周知の取組についての支援を行う。

イ 五師会は、診療所等において、市の災害時医療体制及び災害医療体制構築に伴う診療所等の閉鎖について市民に周知する。

2. 負傷者等の搬送体制の確保

2-1. 対策内容と役割分担

| 機関名 | 内容 |
|--------|--|
| 市 | ○負傷者の搬送方法の検討 ○医療救護所等における搬送体制の構築 |
| 都総務局 | ○救出救助活動拠点等を選定し確保 |
| 都保健医療局 | ○行政機関や民間事業者団体を含め、複数の搬送手段を確保 ○東京都ドクターヘリによる搬送体制の整備 ○被災地域外への広域搬送を確保するため、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置場所を確保 ○日本救急医療財団と協定を締結し、航空機による搬送手段を確保 |
| 都港湾局 | ○医薬品、医療従事者等を搬送するため、調布空港協議会及び東京ヘリポート協議会と協定を締結 |
| 東京消防庁 | ○東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会と協定を締結 |

2-2. 詳細な取組内容

(1)負傷者の搬送方法の検討(総務部、健康福祉部)

市は、車両等を保有する団体等と輸送業務に係る協定の締結に取り組み、搬送手段を検討する。

(2)医療救護所等における搬送体制の構築(総務部、健康福祉部)

市は、医療救護所（緊急医療救護所を含む。）における迅速な傷病者の搬送体制について、防災関係機関との連携も含めて構築を図る。

3. 医薬品・医療資機材の確保

3-1. 対策内容と役割分担

| 機関名 | 内容 |
|---------|--|
| 市 | ○災害時医療救護所等における備蓄品の見直しと推進 ○医薬品・医療資機材の確保 |
| 都保健医療局 | ○都医療救護班や医療救護所に医薬品等を供給できるよう、災害用救急医療資器材・単品補充用医薬品を備蓄 ○災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材の備蓄及び医薬品等を確保 ○医薬品集積センターの設置場所の要件や運営方法をあらかじめ関係機関と協議 ○東京DMAT指定病院に災害時医療支援車（東京DMATカー）や医療資器材等を配備 |
| 都病院経営本部 | ○都立病院が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材の備蓄及び医薬品等を確保 |
| 都薬剤師会 | ○災害時の情報連絡体制を整備 ○都薬剤師班の編成体制等を整備 |

| 機関名 | 内容 |
|---------|---------------------------|
| 日赤東京都支部 | ○日赤医療救護班の活動に必要な医薬品、資器材を備蓄 |

3-2. 詳細な取組内容

(1)災害時医療救護所等における備蓄品の見直しと推進(総務部、健康福祉部)

五師会等と協議の上、医療救護所や避難所等で使用する医薬品等の備蓄に努め、その備蓄量は発災から3日間で必要な量を目安とする。また、医療救護所の運営体制、医薬品管理センターや協定締結先が供給可能な医薬品、その他医療機関から調達可能な医療器具等を検証し、災害資機材・医薬品等の備蓄内容や数量等を見直す。

(2)医薬品・医療資機材の確保(総務部、健康福祉部)

- ア 医師会及び薬剤師会と連携して、災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）の設置場所（状況に応じて複数か所設置する。）、同センターの責任者や運営方法、医薬品等の納入先及び納入先への搬送方法等具体的な活動内容について協議する。
- イ 医薬品等の調達方法（卸売販売業者への発注方法等）について、あらかじめ具体的に薬剤師会、卸売販売業者及び協定締結団体等と協議する。

4. 保健衛生・防疫体制の強化

4-1. 対策内容と役割分担

| 機関名 | 内容 |
|--------|---|
| 市 | ○保健活動体制の整備 ○防疫体制の整備 |
| 都保健医療局 | ○薬品等の受入・調達計画を策定 ○防疫に関して周知するためのリーフレットを作成 ○区市町村、関係団体等と連携した動物救護体制の整備 |

4-2. 詳細な取組内容

(1)保健活動体制の整備(健康福祉部)

避難所及び保健衛生に関係する機関との情報伝達体制を整備するとともに、保健活動に必要な情報及び保健活動用資機材の拡充に努める。

あわせて、大規模災害時における受援を想定し、応援職員の受入・搬送体制の確立・活動拠点の確保に努める。

(2)防疫体制の整備(生活環境部)

防疫用資機材の備蓄を推進するとともに、調達・配布計画を策定しておくものとする。

5. 遺体の取扱い

5-1. 対策内容と役割分担

| 機関名 | 内容 |
|--------|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ○遺体収容体制の整備 ○遺体収容体制に係る関係機関との連携体制の構築 ○遺体収容体制・火葬体制の公表 |
| 都保健医療局 | <ul style="list-style-type: none"> ○区市町村が設置する遺体収容所の衛生管理運営等を指導 ○都医師会や日本法医学会等と連携し、検案医の養成研修や死体検案認定医制度の普及啓発 ○遺体の火葬に関する広域連携体制を構築 ○火葬場や近隣県等との連絡訓練等により、連携体制を強化 |

5-2. 詳細な取組内容

(1) 遺体収容体制の整備(総務部、市民部、スポーツと文化部)

- ア 遺体収容所、遺体安置所及び遺体引渡所を総合スポーツセンター弓道場・アーチェリー場に設置する。
- イ 遺体の取扱い等について、都策定の「災害時における検視・検案活動等に関する共通指針（マニュアル）」によるほか、死者への尊厳に十分な配慮がなされるよう体制を整備する。

(2) 遺体収容体制に係る関係機関との連携体制の構築(総務部、市民部)

- 遺体収容体制に関し、次の内容について、あらかじめ、警察署、都及びその他関係機関と協議する。
- ア 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項
 - イ 行方不明者の搜索及び遺体搬送に関する事項
 - ウ 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項
 - エ 遺体収容所設置等に供する資機材の確保、調達、保管及び整備に関する事項
 - オ 検視・検案用資機材の確保、調達、保管及び整備に関する事項
 - カ 遺体収容所の所在地等、開設状況に係わる広報に関する事項

(3) 遺体収容体制・火葬体制の公表(総務部、市民部)

市民に対し、遺体収容所及び遺体安置所、遺体引渡所、災害時の遺体の取扱いと火葬体制について公表に努める。

第2 応急対策

《対策一覧》

| | |
|---|--------------|
| 1 | 初動医療救護体制の確立 |
| 2 | 負傷者等の搬送体制の整備 |
| 3 | 医薬品・医療資機材の供給 |
| 4 | 医療施設の確保 |
| 5 | 保健衛生・防疫体制の確立 |
| 6 | 行方不明者の搜索 |
| 7 | 遺体の搬送・収容 |
| 8 | 検視・検案・身元確認 |

1. 初動医療救護体制の確立

1-1. 対策内容と役割分担

| 機関名 | 内容 |
|-------------------------|---|
| 市（医療健康班、広報報班） | <ul style="list-style-type: none"> ○初動医療救護体制の構築 ○初動医療救護体制の広報 |
| 市内6病院、五師会、三鷹商工会、警察署、消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○初動医療救護体制の構築 |
| 都保健医療局 | <ul style="list-style-type: none"> ○区市町村、東京消防庁、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会など関係機関と連携し、東京都災害医療コーディネーターを中心に被害状況及び活動状況等を収集 ○東京都地域災害医療コーディネーターは、東京DMA Tや地域災害時小児周産期リエゾンの支援を受け、各二次保健医療圏内の医療機関の被害状況等を収集し、東京都災害医療コーディネーターと情報を共有 ○医療機関の被害状況及び活動状況等を区市町村と情報を共有 ○各種広報媒体や報道機関等を通じた都民への広報 ○医療救護に関する総合的な指揮命令及び連絡調整 ○東京都災害医療コーディネーターの助言を受け、都内全域の医療救護活動を統括・調整 ○東京都災害時小児周産期リエゾンの助言を受け、都内全域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整 ○医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請 ○災害発生現場等の多数傷病者に対し救命処置を実施するため、東京DMA Tを派遣 ○災害時の精神科医療ニーズに対応するため、東京DPATを派遣 ○区市町村から要請があった場合、又は都において医療救護の必要があると認めた場合は、都医療救護班等を派遣 ○東京都立病院機構のほか、都医師会、日赤東京都支部、災害拠点病院に都医療救護班を、都歯科医師会に都歯科医療救護班を、都薬剤師会に都薬剤師班の派遣をそれぞれ要請し、医療救護所等へ派遣 ○医療救護体制が不足する場合には、九都県市相互応援協定等に基づき、応援を要請 |

| | |
|-------------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○相互応援協定等に基づく医療救護班や日本DMAT等医療救護チームの要請・受入システムや医療スタッフ等の受入体制を確立し、活動拠点等を確保 ○基幹災害拠点病院及び地域災害拠点中核病院に二次保健医療圏医療対策拠点を設置 ○東京都地域災害医療コーディネーターは、東京DMATの支援を受け、都職員とともに圏域内の医療救護活動を統括・調整 ○東京都地域災害医療コーディネーターは、必要に応じて地域災害医療連携会議を開催し、圏域内の医療救護活動を調整 ○地域災害時小児周産期リエゾンは、都職員とともに圏域内の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整 ○都保健所は、公衆衛生的見地から地域災害医療コーディネーター及び市町村を支援 |
| 東京消防庁 | <ul style="list-style-type: none"> ○都保健医療局と連携して、可能な範囲で救急隊を派遣 ○東京DMATと連携して、救命処置等を実施 |
| 都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会 | <ul style="list-style-type: none"> ○被害状況及び活動状況等を把握し、都及び区市町村へ報告 |
| 都医師会 | <ul style="list-style-type: none"> ○都から「災害時の医療救護活動についての協定書」に基づく医療救護班の派遣要請があった場合は、都医療救護班を編成・派遣 |
| 都歯科医師会 | <ul style="list-style-type: none"> ○都から「災害時の歯科医療救護活動についての協定」に基づく歯科医療救護班の派遣要請があった場合は、都歯科医療救護班を編成・派遣 |
| 都薬剤師会 | <ul style="list-style-type: none"> ○都から「災害時の救護活動についての協定」に基づく薬剤師の派遣要請があった場合は、都薬剤師班を編成・派遣 |
| 日赤東京都支部 | <ul style="list-style-type: none"> ○都からの要請又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動等に協力する。 ○医療救護班は、都と締結した「災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約」に基づき、都医療救護班として医療及び助産救護活動等を行う。 ○血液救護班を設置し、災害時の救護活動における輸血用血液供給業務を実施 |
| 献血供給事業団 | <ul style="list-style-type: none"> ○都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づく血液製剤等の供給要請があった場合は、日赤東京都支部などと協力して行う。 ○都外から血液製材の輸送要請があった場合は、東京都赤十字血液センター等と協力して行う。 |
| 都看護協会 | <ul style="list-style-type: none"> ○都から「災害時の救護活動についての協定書」に基づく要請があった場合は、応急救護の実施及び衛生材料の提供等、医療救護所等における看護業務を行う。 |
| 都柔道整復師会 | <ul style="list-style-type: none"> ○都から「災害時における応急救護活動についての協定書」に基づく協力要請があった場合は、応急救護の実施及び衛生材料の提供等、医療救護活動等に協力する。 ○救護所において行う応急救護は、医師の指示により実施 |

1-2. 詳細な取組内容

(1) 初動医療救護体制の構築(医療健康班、市内7病院、五師会、商工会、警察署、消防署)

① 医療機関の情報収集・連絡体制の構築

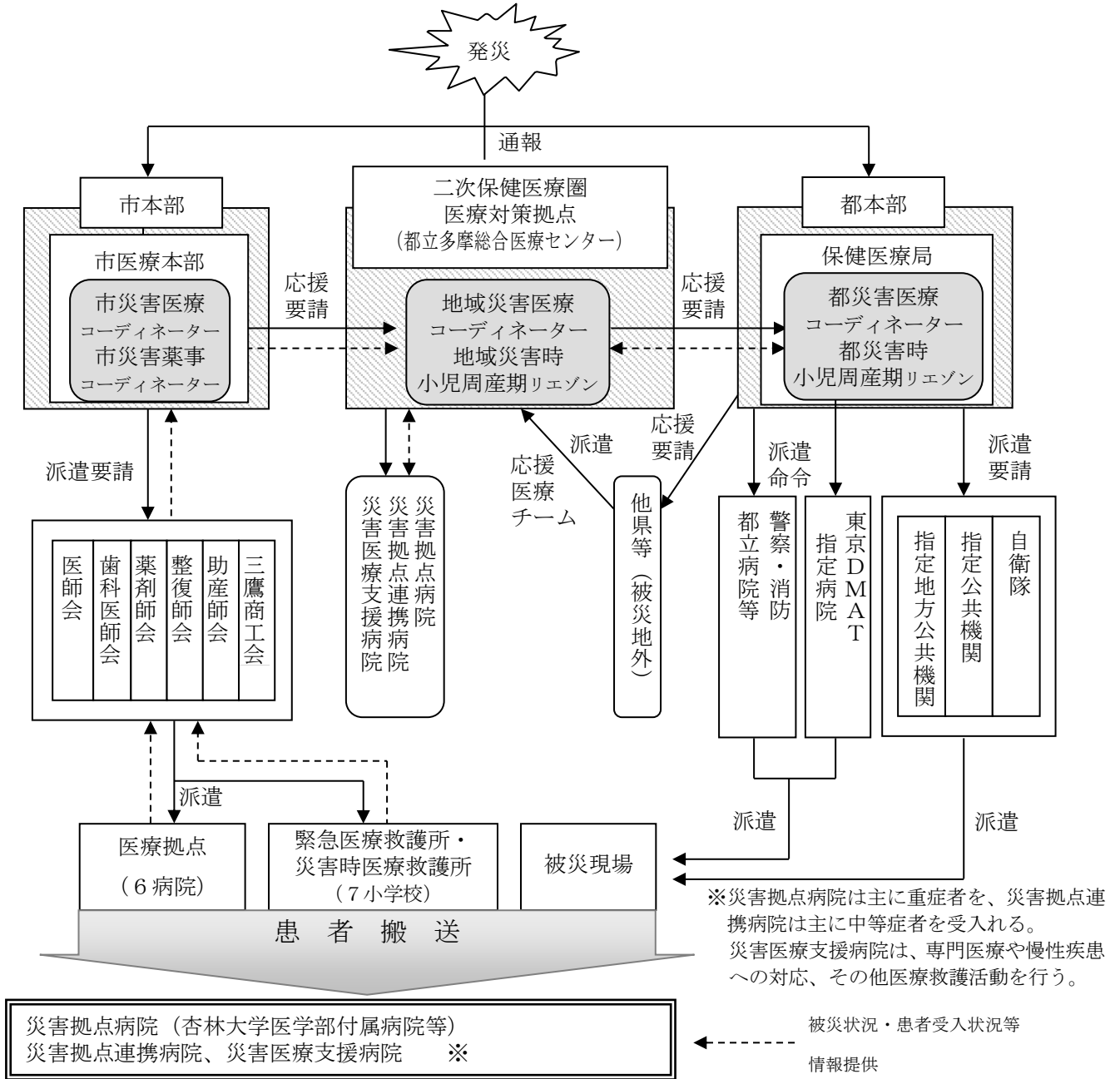
医療健康班は、市災害医療コーディネーター、市災害薬事コーディネーター及び五師会等の関係機関と連携して、人的被害、医療機関等の被災状況や活動状況等について情報収集し、把握した内容を市医療本

部で集約のうえ、地域災害医療コーディネーターに報告する。

②初動医療の考え方

- ア 総合保健センター内に市医療本部を設置し、市災害医療コーディネーターの助言を受けて各医療拠点・医療救護所をはじめ、市や消防署等防災機関との連携態勢の確立に努め、情報の収集及び活動方針の決定を行う。
- イ 震度6弱以上の地震が発生したときは、五師会及び三鷹商工会は自動的に災害時医療救護体制をとる。なお、震度5強以下の場合は、市本部の要請があった場合に災害時医療救護体制をとる。
- ウ 三鷹中央病院、野村病院、井之頭病院、三鷹病院、長谷川病院、東京国際大堀病院を医療拠点として災害時医療に取り組む。市、五師会及び三鷹商工会は、必要に応じて、病院前トリアージ等を行い、病院の機能を維持するための協力を行う。
- エ 五小、高山小、中原小、南浦小、三小、井口小、大沢台小に災害時医療救護所を開設し、応急手当等を実施する。
- オ 杏林大学医学部附属病院は、都が災害拠点病院として指定する主に重症者の収容・治療を行う病院である。市、五師会及び三鷹商工会は、必要に応じて、病院前トリアージ等を行い、災害拠点病院の機能を維持するための協力を行う。
- カ 市、警察署及び消防署は、災害時医療が円滑かつ安定して実施されるよう、情報連絡、警備、搬送等について五師会及び医療機関と連携・協力する。

【災害時における医療救護活動の情報連絡系統図】



③医療救護の実施

- ア 震度6弱以上の地震が発生、又は大規模災害が発生した場合は、総合保健センター内に市医療本部を設置する。
- (ア) 震度5強以上を記録する大地震が発生した場合、全職員が参集となり、うち医療健康班は総合保健センターに参集する。
- (イ) 震度6弱以上を記録したときには、五師会各会長並びに市災害医療コーディネーター及び市災害薬事コーディネーターは、総合保健センターに参集する。また、市からの要請があったものとみなし活動を開始する。
- (ウ) 市本部が設置された場合は、総合保健センターに副本部長（健康福祉部担当副市長、参集不可の場合は健康福祉部部長職又は本部長の指名する部長職）を医療本部長とする市医療本部を設置し、五師会及び三鷹商工会に協定に基づく協力要請を行う。

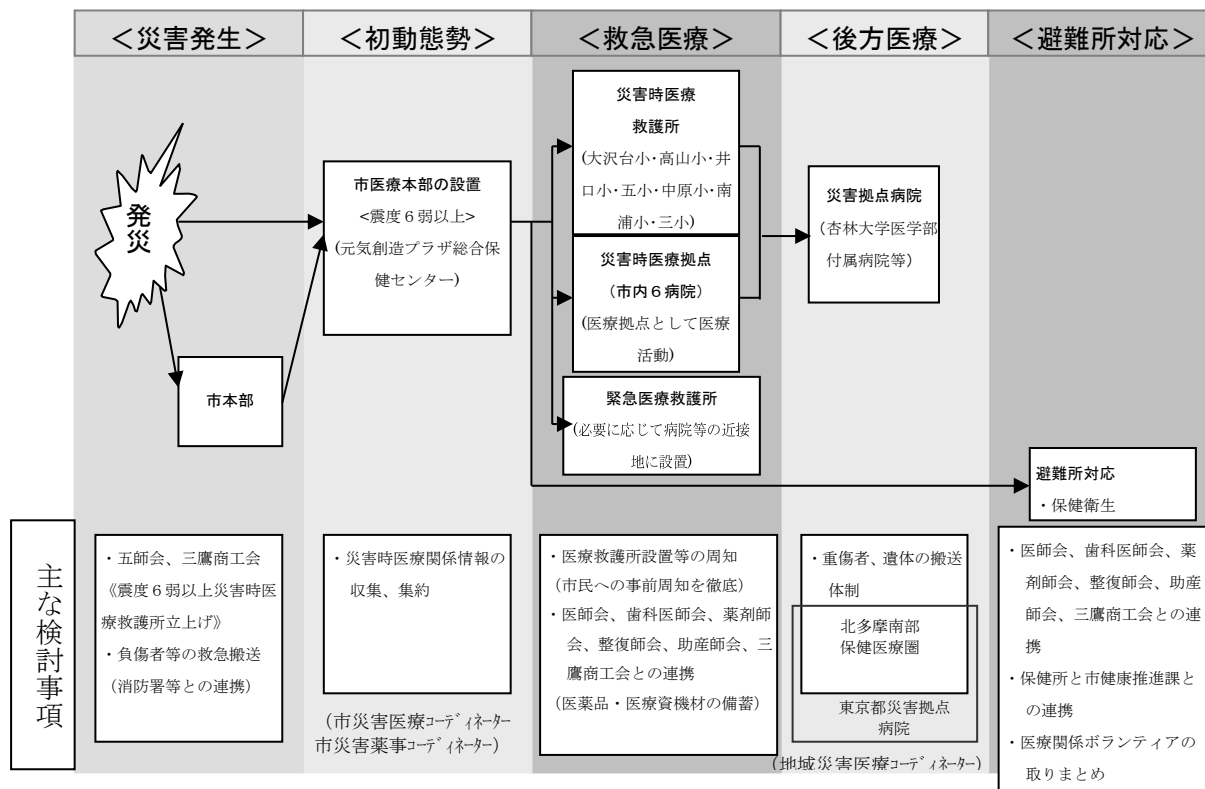
- (エ) 医療健康班は、市本部から、市内の被害状況、避難所情報等の収集を行うとともに、医療拠点の被災状況の把握に努める。
- (オ) 医療本部長は、市災害医療コーディネーター及び市災害薬事コーディネーターの助言、市内の被害状況、避難所・医療救護所・医療拠点の被災状況等を踏まえ、初動医療救護活動方針を決定し、市本部に報告する。なお、市医療本部では、原則として医療救護活動は行わず、医療救護活動の方針決定及び情報連絡を中心に活動する。
- (カ) 医療健康班は、市医療本部に必要な情報提供を行うため、また、医療救護所及び医療拠点の運営を支援するため、必要に応じて医療救護所等に人員を派遣する。
- (キ) 杏林大学医学部付属病院及び医療拠点の機能を維持できるよう、負傷者が殺到した場合には病院前トリアージ等の支援を行う。
- (ク) 医療救護活動において、医師等の人員が不足する場合には、市災害医療コーディネーターが、地域災害医療コーディネーターに応援を要請する。

災害時に全国から集まることが予想される医療ボランティアについては、他のボランティアと同様に広く受け入れる。

イ 災害時医療救護所等の活動

- (ア) 発災直後から、フェーズ区分を踏まえた活動を実施する。
- (イ) 医療拠点及び災害時医療救護所では、医師を中心にそれぞれに配備されている医療及び応急救護資機材等を十分に活用し、被災者の医療救護を実施する。
- (ウ) 学校避難所及び地域避難所では、互いに協力し合って、配備されている医薬品等を活用して応急救護を実施する。

【災害時医療の流れ（災害時医療救護所の設置）】



ウ 医療保健拠点（資料 20402）

(ア) 保健衛生拠点

| 区分 | 施設名 |
|-----------|-----------|
| 市医療本部 | 総合保健センター |
| 医薬品供給活動拠点 | 医薬品管理センター |

(イ) 医療拠点

| 区分 | 医療機関名 |
|----------|-------------------------------|
| 災害拠点連携病院 | 三鷹中央病院、野村病院 |
| 災害医療支援病院 | 三鷹病院、井之頭病院、 長谷川病院、東京国際大塚病院 |

- a 医療拠点はそれぞれ施設の再開に努め、市医療本部との連絡体制の確保に努める。
- b 準備ができ次第、順次トリアージ及び医療救護活動を実施する。

(ウ) 災害時医療拠点・災害拠点病院

| 区分 | 医療機関名 |
|----------------------|---|
| 災害拠点病院 (北多摩南部医療圏) | 武蔵野赤十字病院 東京都立多摩総合・小児総合医療センター 杏林大学医学部付属病院 東京慈恵会医科大学附属第三病院 |

(エ) 災害時医療救護所

| 設置場所 | 地区 | 設置場所 | 地区 |
|------------|-------|-----------|--------|
| 三鷹市立大沢台小学校 | 大沢地区 | 三鷹市立中原小学校 | 新川中原地区 |
| 三鷹市立高山小学校 | 東部地区 | 三鷹市立南浦小学校 | 連雀地区 |
| 三鷹市立井口小学校 | 西部地区 | 三鷹市立第三小学校 | 駅前地区 |
| 三鷹市立第五小学校 | 井の頭地区 | | |

- a 各医療救護所の参集者は、五師会及び三鷹商工会担当スタッフとし、必要に応じて医療健康班の職員が支援する。
- b 五師会及び三鷹商工会は、震度6弱以上を記録した場合、各医療救護所スタッフは自動参集し、災害時医療救護所備蓄医療資機材等（資料 20601・20602）を利用し医療救護活動を開始する。震度6弱未満の場合は、市本部からの要請により医療救護活動を開始する。
- c 医療救護所で対応が困難な傷病度合いの患者が発生した場合は、市医療本部で受入先や搬送手段等を調整し、医療拠点や圏域内の災害拠点病院に搬送する。
- d 開設期間は、発災後おおむね超急性期期間（72時間）とし、それ以後は各医療機関等を順次再開し、患者への対応を行う。

(オ) 各避難所

避難所運営委員会を中心に避難者が協力し、可能な範囲で、応急手当セット（資料 20603）及び応急救護医薬品等（資料 20604）を利用した応急救護を実施する。

(カ) 医薬品等の備蓄品の活用

各拠点では、災害対策用の医薬品等を十分活用して対応することとし、医薬品等に不足が生じる場合は、市医療本部に報告する。

エ 市の対応

- (ア) 災害時に保健医療の拠点となる総合保健センター施設の被災状況について、医療健康班は速やかに市本部に報告、散乱物の除去等拠点施設としての態勢を整える。
- (イ) 医療健康班は、市本部の指示により医師会等との協定に基づく協力を要請する（震度6弱以上の場合には自動的に要請を行ったとみなす。）とともに、市医療本部を設置し、また、必要に応じて医療救護所及び医療拠点等に職員を派遣する等、医療救護所の開設及び活動などに協力する。
- (ウ) 医療健康班は、消防署、医療拠点、圏域内災害拠点病院及び北多摩南部医療圏医療対策拠点などと連絡を取るとともに、市内の医療機関等の被災状況をはじめその他の情報収集を行う等、市医療本部の活動を支援する。
- (エ) 医療健康班は、市災害医療コーディネーター及び市災害薬事コーディネーターの助言を踏まえ、医療拠点や医療救護所等の医療救護活動を支援するとともに連絡体制を確立する。

オ 市災害医療コーディネーターの対応

市災害医療コーディネーターは、市医療本部において市の医療救護活動に関する医学的助言を行うとともに、傷病者を受け入れる病院の確保について医療拠点や圏域内災害拠点病院等と調整する。また、医療拠点や医療救護所で活動する人員等が不足する場合には地域災害医療コーディネーターに応援を要請する。

カ 消防署との情報共有

市及び消防署は、把握した医療拠点の被災状況を相互に共有し、市内医療拠点の被災状況の実態把握に努める。

キ 医療救護活動の記録及び報告

医療本部長は、医療救護活動の実施状況について市本部長に報告する。
また、医療健康班長は、救護班の診療、救護班使用の医薬品衛生材料、救護班の編成及び活動、病院・診療所医療実施状況などについて、様式2～5に取りまとめ、所掌業務完了後、医療本部長及び市本部長に報告する。

(2)初動医療救護体制の広報(広報情報班、医療健康班)

医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を市民に周知に努める。

2. 負傷者等の搬送体制の整備

2-1. 対策内容と役割分担

| 機関名 | 内容 |
|----------------|--|
| 市（指令情報班、医療健康班） | ○負傷者等の搬送 ○医療スタッフの搬送 ○広域搬送要請 |
| 市民・地域 | ○負傷者等の救護所への搬送 |
| 消防署 | ○救護所から災害拠点病院への搬送 |
| 都総務局 | ○災害拠点病院の対応能力では不足する場合に、「九都県市災害時相互応援協定」及び「首都直下地震応急対策活動要領」に基づき、関係機関に対し医療機関への広域搬送に必要な措置を要請 |

| 機関名 | 内容 |
|-----------|---|
| 都保健医療局 | <ul style="list-style-type: none"> ○東京消防庁等の関係機関と調整して、搬送手段を確保 ○その他協定締結団体等による重傷者等の広域搬送を実施 ○災害拠点病院の対応能力では不足する場合に、都は「九都県市相互応援協定」及び「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」等に基づき、関係機関に対し医療機関への広域搬送に必要な措置を要請 |
| 東京消防庁 | <ul style="list-style-type: none"> ○搬送は、被災現場等から医療機関への重症者の搬送を優先し、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従い、搬送先施設等の受入体制を確認し行う。 ○負傷者等の医療機関への搬送は、状況に応じて、都保健医療局と連携して行う。 |
| 警視庁、自衛隊など | <ul style="list-style-type: none"> ○ヘリコプター等を活用し、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）等へ搬送 |

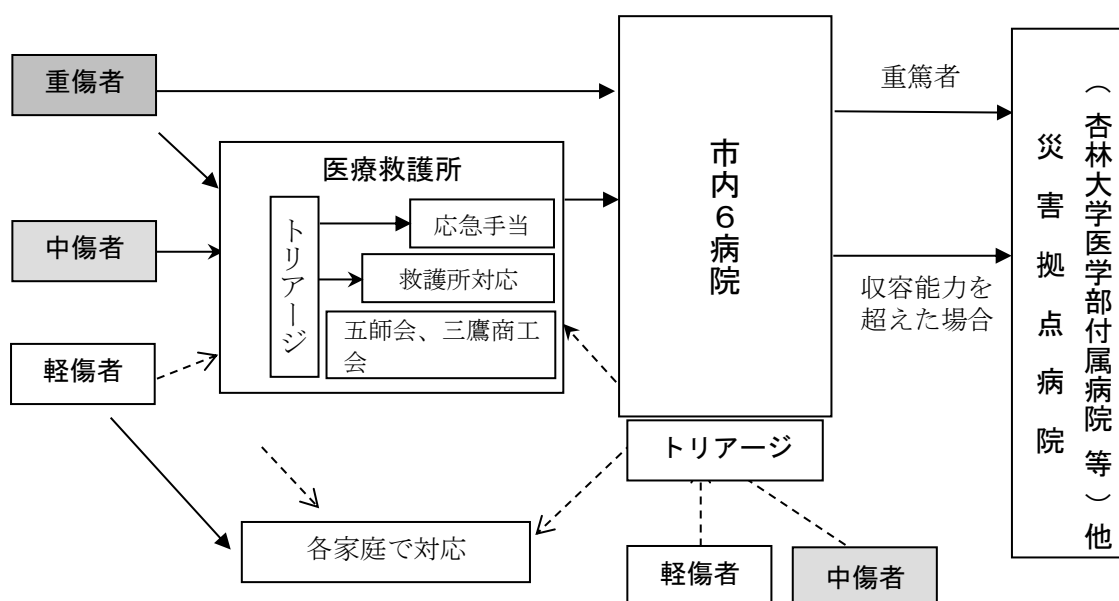
2-2. 詳細な取組内容

(1) 負傷者等の搬送(医療健康班、市民、消防署)

災害時における負傷者の流れは、以下の【災害時医療における負傷者搬送の流れ】のとおりとする。

重症者等の搬送については、原則として被災地から救護所までの搬送は、市民の協力も得て実施するが、救護所等から災害拠点病院への搬送については、消防署や災害時応援協定締結団体その他関係機関の協力を得て行う。また、災害拠点病院に収容する必要がある被災者の搬送には、市保有車も使用する。

【災害時医療における負傷者搬送の流れ】



(2) 医療スタッフの搬送(指令情報班、医療健康班)

医療救護班等の医療スタッフの搬送は、原則として市本部が対応する。なお、初動体制を構築するための災害時医療救護所等への自動参集についてはこの限りではない。

(3) 広域搬送要請(指令情報班、医療健康班)

緊急輸送手段としてヘリコプター等の活用が有効と考えられる場合には、ヘリコプター等による搬送

を都に要請するほか、応援協定等に基づき、他市区町村にも広域的搬送を要請する。

3. 医薬品・医療資機材の供給

3-1. 対策内容と役割分担

| 機関名 | 内容 |
|--------------|---|
| 市（医療健康班） | <ul style="list-style-type: none"> ○災害薬事センターの設置 ○医薬品・医療資機材の調達 |
| 都保健医療局 | <ul style="list-style-type: none"> ○医薬品等の卸売販売業者が早期に機能を復旧できるよう、自衛隊等関係機関の協力を得ながら支援 ○区市町村の医薬品・医療資機材が不足する場合に、要請に基づき、都の備蓄品を供給 ○医薬品等が不足した場合には、東京医薬品卸業協会等災害時協力協定締結団体から調達 ○災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資機材及び医薬品等の確保に努める。 ○必要に応じて医薬品集積センターを設置し、仕分けた上で区市町村へ提供 |
| 東京都立病院機構 | <ul style="list-style-type: none"> ○都立病院が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資機(器)材及び医薬品等の確保に努める。 |
| 都薬剤師会、地区薬剤師会 | <ul style="list-style-type: none"> ○区市町村災害医療コーディネーター、東京都地域災害医療コーディネーター及び東京都災害医療コーディネーターの業務に協力 ○被災地内の地区薬剤師会は、区市町村の要請を受け、災害薬事センターにおける医薬品の仕分け・管理、救護所での調剤、地区薬剤師班の調整等を行う。 ○都の要請があった場合、医薬品集積センターにおける仕分け・管理等を実施 |
| 日赤東京都支部 | <ul style="list-style-type: none"> ○日赤医療救護班は、医療救護活動に必要な医療資材を携行 ○都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定」に基づく供給要請があった場合、東京都赤十字血液センター(日赤東京都支部)と献血供給事業団とが密接な連携の下に供給を行う。 ○血液製剤の都外からの輸送等については日赤が行うほか、状況により都をはじめ各機関に協力を要請 |
| 献血供給事業団 | <ul style="list-style-type: none"> ○都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づく血液製剤等の供給要請があった場合は、東京都赤十字血液センター(日赤東京都支部)等と協力して供給を行う。 ○都外から血液製剤の輸送要請があった場合、東京都赤十字血液センター等と協力して行う。 |

3-2. 詳細な取組内容

(1)災害薬事センターの設置(医療健康班)

市は、薬剤師会と連携して、避難所等への医薬品等の供給拠点となる「災害薬事センター」を発災後速やかに設置する。また、市災害薬事コーディネーターは、市災害医療コーディネーターの業務に協力するとともに、医療救護所等で必要になる医薬品等の需給状況の把握、卸売販売業者への発注、在庫管理等を行う。

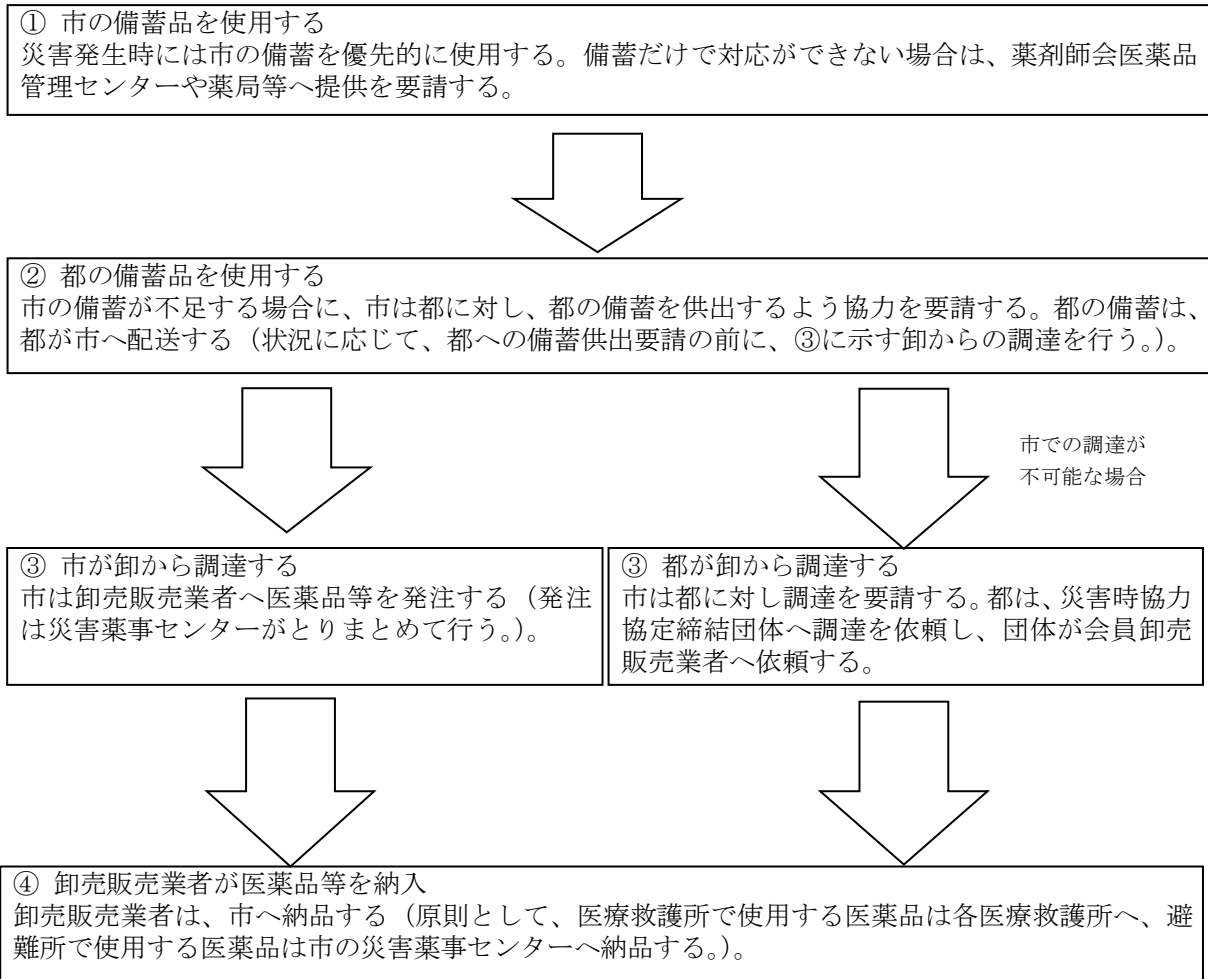
(2)医薬品・医療資機材の調達(医療健康班)

医療救護所や避難所等では、発災直後は市の備蓄品を使用する。

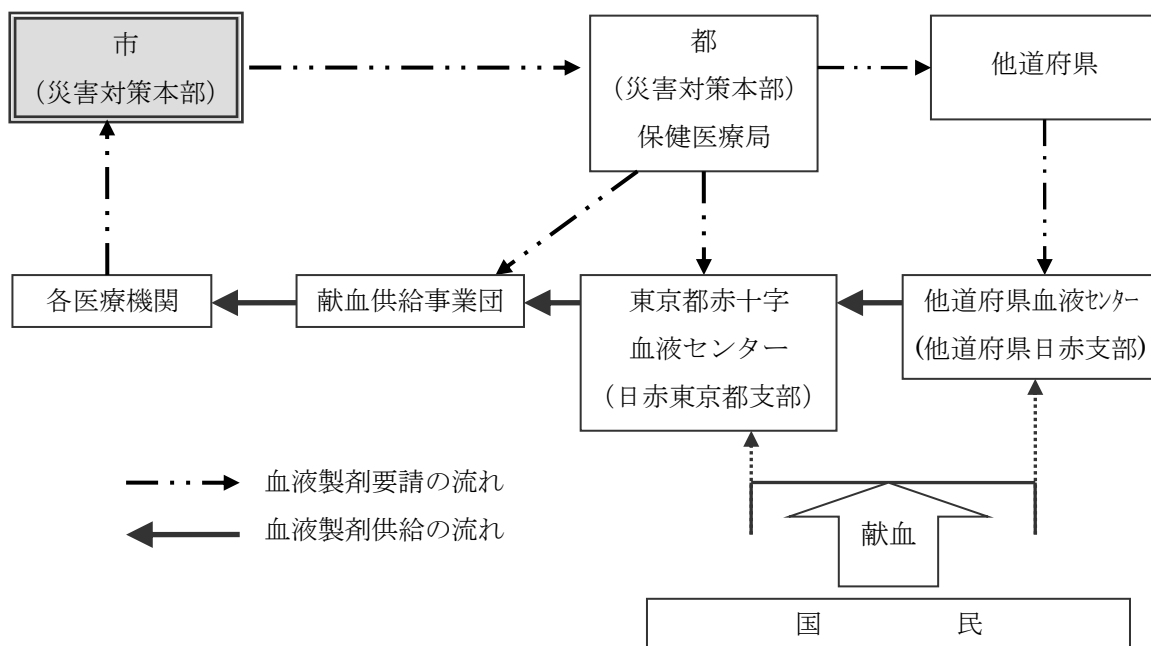
不足する場合、市は、市災害薬事コーディネーター及び薬剤師会と協議のうえ薬剤師会医薬品管理センターや薬局等へ提供を要請する。それでもなお不足する場合は、市災害薬事コーディネーター及び薬剤師会と協議のうえ、医薬品等の卸売販売業者に発注し調達する。

市が自ら調達を行うことが不可能な場合には、都保健医療局に対し、都の備蓄の供出及び調達を要請する。都の備蓄は、都が市へ配送する（状況に応じて都への備蓄供出要請の前に以下に示す卸売販売業者からの調達を行う。）。

【市が使用する医薬品等の調達手順】



【血液製剤の供給体制】



4. 医療施設の確保

4-1. 対策内容と役割分担

| 機関名 | 内容 |
|---------------------|---|
| 市（医療健康班） | ○医療機関の収容能力拡大の要請 |
| 都総務局 | ○災害の規模などにより、必要と認める場合、自衛隊へ災害派遣を要請 |
| 都保健医療局 | ○医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請 |
| 東京都立病院機構 | ○都立病院全体で災害医療提供体制の充実を図るため、都立病院における医療危機管理ネットワークを充実・強化 |
| 自衛隊 | ○陸上自衛隊は、救護所を設営、負傷者等の受入れ及び医療処置等を実施 |
| 第三管区海上保安本部（東京海上保安部） | ○傷病者搬送のための巡視船艇、航空機を出動 |

4-2. 詳細な取組内容

(1) 医療機関の収容能力拡大の要請(医療健康班)

災害時には、多くの負傷者等に対応するため、市は必要に応じて、医療機関に対し、空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請する。

5. 保健衛生・防疫体制の確立

5-1. 対策内容と役割分担

| 機関名 | 内容 |
|----------|--------------------------|
| 市（医療健康班） | ○保健衛生・防疫体制の確立 |
| 保健所 | ○保健衛生体制の確立 |
| 都保健医療局 | ○避難所や保健医療福祉関連施設等の被災状況を把握 |

| 機関名 | 内容 |
|-----|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○DHEATに関する総合的な連絡調整を行う。 ○保健活動班に関する総合的な連絡調整を行う。 ○区市町村における保健活動班の活動を支援 ○区市町村が行う避難者や在宅生活者の健康相談を支援 ○関係機関と連携し、被災者に対する適切な保健衛生活動を行う。 ○被災区市町村からの応援要請に基づき、都内の非（小）被災区市町村及び国を通じて他道府県市に保健活動班の派遣を要請 ○被災区市町村からの応援要請に基づき、避難所での精神保健相談、支援者支援等を行う東京DPAT及び他県DPATを派遣 ○「環境衛生指導班」による避難所における飲料水の安全等環境衛生の確保 ○「食品衛生指導班」による食品の安全確保 ○関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置 ○負傷又は放し飼い状態の被災動物の保護 |

5-2. 詳細な取組内容

(1)保健衛生・防疫体制の確立(医療健康班(保健活動チーム)、福祉支援班、保健所)

①保健所の役割

- ア 避難所や保健医療福祉関連施設等の被災状況を把握する。
- イ 市が行う避難者や在宅生活者の健康相談を支援する。
- ウ 環境・食品営業施設等の監視指導等を行う。
- エ 避難所の蔓延防止対策を支援する。
- オ 被災状況に応じた保健衛生活動の総合的な調整を行う。
- カ 地域保健医療全般に関する「情報センター」として市や被災者、営業施設等に対し、必要な情報を速やかに提供する。
- キ 関係機関と連携し、被災者に対する適切な保健衛生活動を行う。

②保健活動

- ア 保健活動チームの編成
 - 避難所等への巡回健康相談等を行うため、医療健康班を中心に保健師・栄養士、歯科衛生士その他必要な職種からなる保健活動チームを編成して保健衛生活動を実施する。
- イ 保健活動チームの活動内容
 - (7) 保健活動チームは、防疫活動のほか、都の環境衛生指導班や食品衛生指導班、監視班と連携し、被災者の健康管理に関する活動を行う。
 - (1) 保健活動チームは、避難所における健康相談を実施するとともに、福祉支援班及び福祉機関等と連携し要配慮者を中心とした地域における健康調査及び巡回健康相談、その他必要な保健活動を行う。

③関連死及び心のケア対策

- ア 市の役割
 - (7) 避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレ

ス障がいや心的外傷後ストレス障がい（PTSD）、うつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災住民の心の健康の保持・増進に努める。

(イ) 在宅避難者、車中宿泊者等の状況を調査し、必要な支援に努める。

イ 関連死・心のケア・エコノミークラス症候群の予防対策

(ア) 市は、都及び関係機関等と連携し、被災者に対する心の健康に関する相談への対応を図る。

(イ) 市は、都及び関係機関等と連携し、被災者に向けての普及啓発を実施する。

a 被災者に対してパンフレットの配布、ホームページを通じて被災後の心理的反応とその対処方法を伝達する。

b 新聞・ラジオ・テレビ等報道機関を通じて、被災者に情報提供を行う。

c エコノミークラス症候群の予防に関することなどと呼びかける。

(ウ) 要配慮者への対応

a 都は、被災した精神障がい者や難病患者などの継続的医療の確保に努める。

b 市は、避難所等での精神疾患の急性憎悪者の救急対応について都に支援を要請する。

6. 行方不明者の捜索

6-1. 対策内容と役割分担

| 機関名 | 内容 |
|---------------------|---|
| 市（市民支援班） | ○行方不明者の捜索の総括 |
| 消防署、消防団、警察署 | ○行方不明者の捜索 |
| 都総務局 | ○関係機関との連絡調整に当たる。 |
| 警視庁 | ○救出救助活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。 ○区市町村が実施する遺体の捜索・収容に協力する。 ○各警察署において、行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。 |
| 陸上自衛隊 | ○都の要請に基づき、行方不明者等の救助・救出を実施、救助・救出活動に伴い発見した遺体を関係機関へ引き継ぐ。 |
| 第三管区海上保安本部（東京海上保安部） | ○東京港内及びその周辺に遺体が漂流する事態が発生した場合は、所属巡視艇により捜索を実施する。 ○必要に応じ、他の海上保安部から巡視船艇又は航空機の応援派遣を求めて捜索に当たる。 ○収容した遺体は、検視(見分)後、区市町村に処理を引き継ぐ。 |

6-2. 詳細な取組内容

(1) 行方不明者の捜索の総括(市民支援班)

① 行方不明者の捜索

行方不明又は死亡者が発生したときは、捜索、遺体の処理、埋葬の各段階において、警察署等関係機関との連携を密にし、遅滞なく処理し、人心の安定を図る。

市及び警察署その他関係機関は、行方不明者の捜索を行うとともに周囲の事情からすでに死亡していると推定される者の遺体の捜索・収容活動を実施する。

② 捜索期間（資料 20605）

捜索期間は原則として、災害発生の日から 10 日以内とするが、期間を延長する場合は知事へ申請する。

③ 必要帳票等の記録

行方不明者の捜索及びそれに伴い遺体を発見・収容した場合に備えて、次の書類を記録する。

- ア 救助の実施記録日計票（様式 6）
- イ 遺体処理台帳（様式 7）
- ウ 死体の捜索用関係支出証拠書類

7. 遺体の搬送・収容

7-1. 対策内容と役割分担

| 機関名 | 内容 |
|----------------|---|
| 市（市民支援班、広報情報班） | ○遺体の搬送 ○遺体収容所の設置 ○遺体安置所・遺体引渡所の設置 ○遺体収容所設置・収容状況の広報 |
| 市民・地域 | ○遺体の搬送 |
| 警視庁 | ○遺体収容所の開設状況の情報を収集 ○遺体取扱対策本部を設置し、遺体収容所の開設に備えて検視班等を編成 ○開設された遺体収容所に検視班等を派遣 |
| 都総務局 | ○区市町村及び関係機関等との連絡調整を実施 ○状況に応じて、陸上自衛隊に対して、遺体の搬送協力の要請を行う。 |
| 都保健医療局 | ○遺体収容所の開設状況の情報を収集 ○区市町村長の要請に基づき、遺体収容所の開設、運営を支援 |

7-2. 詳細な取組内容

(1) 遺体の搬送(市民支援班)

多数の死亡者が発生した場合、市、都、警察署及び各防災機関等が、迅速かつ適切に行方不明者の捜索や遺体の検視・検案活動等、遺体の取扱いに関連する各種活動を行うことが必要であることから、遺体の収容及び検視・検案等については、市、警察署及び都が協力して行う。

市民支援班及び関係機関等は、遺体収容所の管理者に連絡のうえ、遺族等による搬送が困難な遺体を、遺体収容所に搬送する。

(2) 遺体収容所の設置(市民支援班)（資料 20606）

① 市等の役割

ア 市民支援班は、災害が発生し多数の死者が見込まれる場合は、速やかに総合スポーツセンター弓道場・アーチェリー場に遺体収容所を設置し、遺体を収容するとともに、都及び警察署等と連携のうえ、検視・検案業務を行う体制を整える。

イ 都は、市の要請に基づき、遺体収容所の開設・運営等に必要な支援措置を講じる。

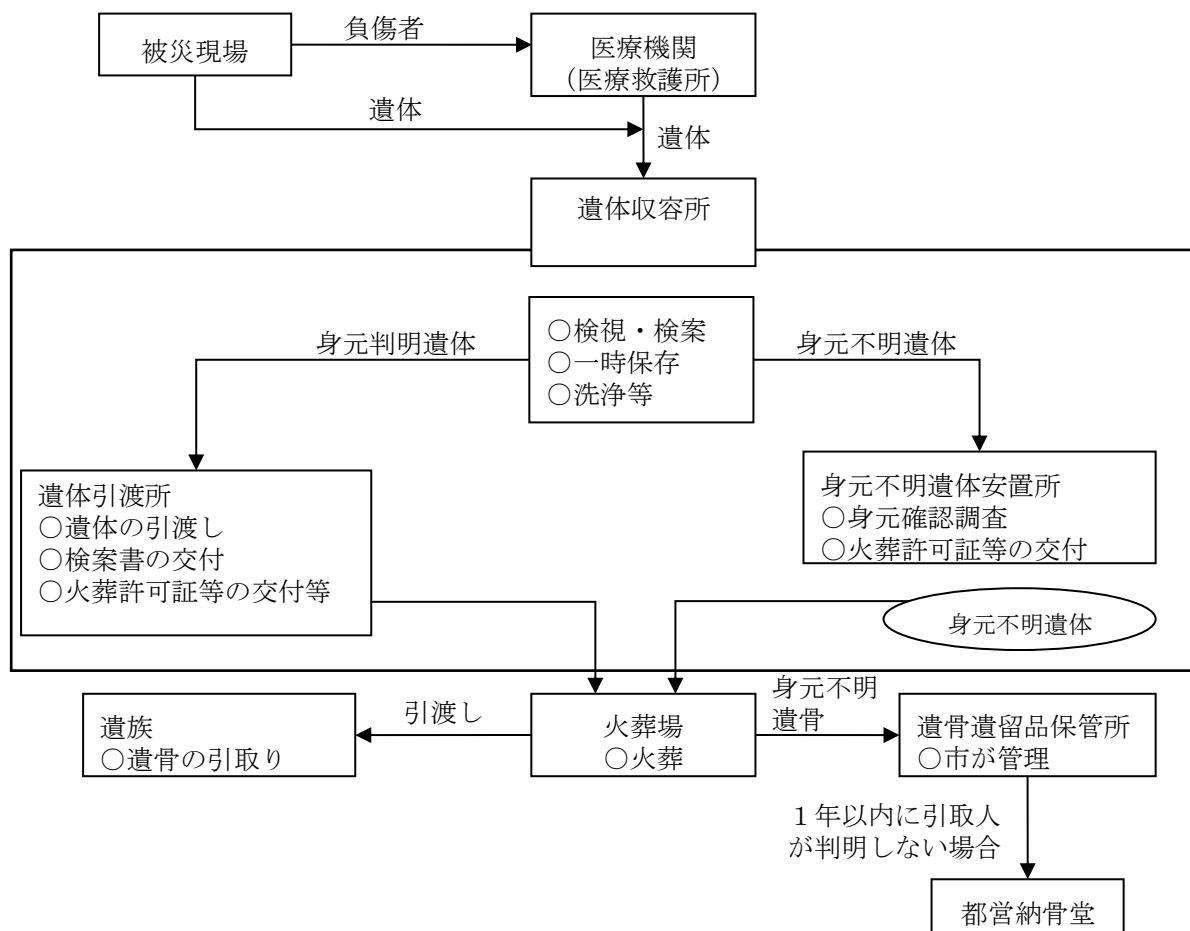
ウ 医療救護所等において、災害により負傷者が死亡するに至った場合は、警察署へ通報するとともに

に、遺体を保存し、関係機関へ引き継ぐなど、適正な処理を行う。

②遺体収容所の業務

- ア 災害発生後速やかに遺体収容所を開設し、必要資機材を用意したうえで遺体を収容し、開設状況について、都及び警察署に報告する。
- イ 市は、都及び警察署と連携し、次の業務を行う。
 - (ア) 関係法令に基づく手続き：死体検案書の交付、死亡届の受理、火葬許可証の交付等
 - (イ) 管理責任者の配置：市民支援班は、設置における初動対応や各種業務を円滑に遂行するための連絡調整を行う。
 - (ウ) 遺体の一時保存：災害時の遺体は、その顔貌の形状を止めていない場合が多いので、識別を正確に行うために一時保存を行う。特に、検視・検案が未実施の遺体については、都及び警察署と連携のうえ取扱いには適正を期する必要がある。
 - (エ) 遺体の洗浄等：人道上又は衛生管理面からも、泥土、汚物が付着した遺体の放置は許されないため、市は、都及び警察署と連携し、必要に応じて作業員を雇い上げるなどして要員を確保のうえ、洗浄し、縫合及び消毒の処置を実施する。また、遺体が腐敗することがないように、腐敗防止の対策を徹底する。

【遺体の取扱いの流れ】



（3）遺体安置所・遺体引渡所の設置（市民支援班）

遺体収容所スペースとは別に、総合スポーツセンター弓道場・アーチェリー場に遺体安置所、遺体引渡所を設置する。

（4）遺体収容所設置・収容状況の広報（広報情報班）

広報情報班は、都及び警察署と協議・連携のうえ、遺体収容所の設置状況等について公表する。

8. 検視・検案・身元確認

8-1. 対策内容と役割分担

| 機関名 | 内容 |
|----------|---|
| 市（市民支援班） | <ul style="list-style-type: none"> ○検視・検案の運営準備・身元確認 ○身元不明遺体の周知、保管 |
| 都保健医療局 | <ul style="list-style-type: none"> ○知事は、監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成、遺体収容所等に派遣、遺体の検案等の措置を講ずる。 ○検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合は、必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置を講じる。 ○検視・検案に必要な資機材が不足する場合、関係団体に要請 |
| 都総務局 | <ul style="list-style-type: none"> ○大規模災害発生時における遺体の引渡し等を円滑に実施するため、警視庁、区市町村、関係機関等と連携し、都内の広域的な死亡者に関する情報を、都民に速やかに提供 ○区市町村の死亡届の受理、火葬許可証等の発行等について、必要な支援措置を講ずる。 |
| 監察医務院 | <ul style="list-style-type: none"> ○警視庁遺体取扱対策本部長（刑事部長）と調整の上、速やかに検案班を編成し、遺体収容所等に派遣 ○検案班の指揮者（監察医務院長が指定した監察医等）は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整し、検案活動を実施 ○検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講じる。 ○大規模災害時においては、監察医制度の施行区域（区部）にかかわらず、東京都全域において、監察医務院長が統一して検案班の編成・派遣等を行う。 |
| 警視庁 | <ul style="list-style-type: none"> ○遺体収容所において、遺体の受付、検視、所持品等からの身元確認等を行う。 ○検視班は、法令及び警視庁の内規に基づき、遺体の検視及び身元確認に必要な資料の採取等を行う。 ○各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整の上、監察医務院長に検案を要請する。 ○行方不明者と身元不明者の照合、DNA型鑑定等の身元調査を行う。 ○身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。 ○おおむね2日間調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を区市町村長に引き継ぐ（引き継いだ後も身元調査は継続する。）。 ○区市町村や関係機関と連携し、遺体の遺族への引渡しを実施 |
| 都医師会 | <ul style="list-style-type: none"> ○都の要請に応じて、遺体の検案に協力 |
| 都歯科医師会 | <ul style="list-style-type: none"> ○都及び警視庁の要請に応じて、遺体の身元確認に協力 |

| 機関名 | 内容 |
|---------|--|
| | ○警視庁から身元確認作業の協力要請があった場合は、速やかに1班につき歯科医師2名以上で構成する身元確認班（歯科医師班）を編成し、派遣 ○身元確認班（歯科医師班）は、警視庁の検視責任者の指示に基づき、必要な身元確認作業に従事 |
| 日赤東京都支部 | ○都の要請に応じて、遺体の検案に協力 |
| 日本法医学会 | ○都の要請に応じて、検案医の確保・派遣に協力 |

8-2. 詳細な取組内容

(1) 検視・検案の運営準備・身元確認(市民支援班、警察署、医師会、歯科医師会)

① 検視

警察署により検視班等が編成され行われる。必要により歯科医師会が協力する。

② 検案

都保健医療局長が監察医等による検案班を編成させ実施する。この場合、必要により医師会が協力する。

③ 検視検案所の設置

検視・検案活動の場として検視・検案所を総合スポーツセンター弓道場・アーチェリー場に設置する。ただし、遺体の搬送が困難な場所など、検視・検案所以外において検視・検案を行う必要が生じた場合には、死亡確認現場において検視・検案活動を行う。

④ 遺体の身元確認

警視庁の編成による「身元確認班」は、身元確認作業を行う。身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に警視庁「遺体引渡班」に引き継ぐ。なお、おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を市に引き継ぐ。

⑤ 死亡者に関する情報提供

大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警察署と連携して、市庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供及び問合せ窓口の開設等、市民等への情報提供を実施する。

⑥ 遺体の遺族への引き渡し

遺体の引き渡し業務は、原則として警察署及び市民支援班が協力して行う。

市職員が遺体の引き渡し業務に従事する場合、検視・検案業務に関連し、特に留意すべき事項等については、警視庁「身元引渡班」の指示に基づく。

⑦ 死亡届の受理、火葬許可証の発行等

| 機関名 | 活動内容 |
|-----|--|
| 市 | 1 検視・検案を終え遺族等に引き渡された遺体については、収容所等において死亡届を受理する。 2 死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証又は特例許可証を発行する。 なお、死亡届の受理と火葬許可証等の発迅速かつ適切に実施するため、遺体収容所への職員の配置、必要書類等に関する条件整備に努める。 |
| 都 | 迅速かつ適切な死亡届の受理と火葬許可証等の発行等に係わる体制に関して、状況に応じて必要な支援措置を講ずる。 |

（2）身元不明遺体の周知、保管（市民支援班）

市民支援班は、身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について、市民に対し、周知するとともに、警視庁（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（おおむね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。

引取人のない遺骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。

身元不明遺体の遺骨は、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に納骨する。

第3 復旧対策

《対策一覧》

- | |
|-----------|
| 1 防疫体制の確立 |
| 2 火葬 |

1. 防疫体制の確立

1-1. 対策内容と役割分担

| 機関名 | 内容 |
|----------------|--|
| 市（医療健康班、環境衛生班） | ○防疫体制の確立 |
| 保健所 | ○防疫体制の確立 |
| 都保健医療局 | ○区市町村の防疫活動を支援・指導 ○都医師会、都薬剤師会等に区市町村の防疫活動に対する協力を要請 ○他県市を含め被災地以外の自治体に対して防疫活動への応援要請と連絡調整を実施 ○被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供 ○区市町村が実施する初期防疫活動において防疫用資機材が不足したときは、都保健医療局において調達 ○区市町村の衛生管理対策を支援・指導など |
| 都保健所 | ○市町村の防疫活動を支援・指導 ○被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供 ○感染症の流行状況等を踏まえて市町村が実施する予防接種に関する指導・調整 ○避難所等における感染症集団発生時の疫学調査及び感染拡大防止対策の実施など |
| 都医師会 | ○都保健医療局長（都及び区市が設置する保健所）からの要請に応じて防疫活動に協力 ○都保健医療局（都保健所を含む。）又は区市町村と協議の上、防疫活動を実施 |

1-2. 詳細な取組内容

(1)防疫体制の確立(医療健康班(保健活動チーム)、環境衛生班(防疫チーム・消毒チーム)、保健所)

市は、災害時における感染症の発生予防、早期発見及び家屋の内外の消毒等を実施するため、防疫チーム・消毒チームを編成し、保健活動チーム及び都の環境衛生指導班等とともに相互に緊密な連携をとりながら防疫及び消毒活動を実施する。

①チーム編成

- ア 医療健康班は、状況に応じて保健活動チームを編成する。
- イ 環境衛生班は、状況に応じて防疫チーム・消毒チームを編成する。
- ウ 都は、状況に応じて防疫に関する市の活動に対する支援や指導等を行う。

②市の活動内容

【チームとその役割】

| チーム名 | 役割 |
|---------|---|
| 防疫チーム | <ul style="list-style-type: none"> ・避難所等の防疫指導 ・避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理 |
| 消毒チーム | <ul style="list-style-type: none"> ・患者発生時の消毒（指導） ・避難所の消毒の実施及び指導並びに害虫・ねずみ等の駆除 ・飲料水の消毒指導及び飲用可否等の周知 |
| 保健活動チーム | <ul style="list-style-type: none"> ・感染症発生状況の把握 ・健康調査及び健康相談の実施 ・広報及び健康指導 |

③業務の実施基準

ア 健康調査の実施

保健活動チームは、医師会や保健所等と緊密に連携をとりながら、被災市民の健康調査を行い、患者の早期発見に努め、被災地の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて応急治療等を行う。

イ 消毒の実施

消毒チームは、保健活動チームと緊密に連携をとりながら、患者発生時の避難所の消毒の実施及び指導を行う。また、被災家屋等の消毒及び害虫やねずみの駆除を実施する。

ウ 避難所の防疫措置

- (ア) 消毒チームは、避難所開設後直ちにトイレやごみ保管場所等の要消毒場所の消毒を行い、以後適宜消毒を実施する。
- (イ) 保健活動チームは、避難所開設後速やかに医師会・保健所等と協力して、健康調査及び健康相談を行う。
- (ウ) 保健活動チームは、給食施設、トイレ等の生活施設の衛生管理及び消毒、手洗い・咳エチケットの励行等感染症発生予防のための広報及び健康指導を行う。
- (エ) 避難所のトイレの衛生対策については、避難所運営委員会を通じて重点的に実施する。

エ 消毒とその確認

- (ア) 消毒チームは、被災家屋、下水及びその他要消毒場所（トイレやごみ保管場所等）の消毒を行い又は消毒薬を配付し指導する。
- (イ) 都環境衛生指導班は、飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか確認を行う。それ以後は、市民が自主的に消毒を行えるように都環境衛生指導班が市民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。

オ 感染症・食中毒対策

(ア) 感染症・食中毒予防のための広報及び健康指導

保健活動チームは、都食品衛生指導班及び環境衛生指導班等の協力を得て、次の広報及び健康指導を行う。なお、実施に当たっては、広報情報班と協力してポスターの掲示、ビラの配付、拡声器等により周知の徹底を図る。

- a 食品の保管方法、炊き出しの仕方について
 - b 水洗トイレの消毒等使用方法の徹底及び仮設トイレの消毒について
 - c 室内清掃、布団干し及び害虫・ねずみ等の駆除について
 - d 断水時の手洗い、うがいの方法について
 - e 貯水槽やプール水の安全な活用について
- (イ) 予防接種の実施

都の指導により市は、インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。

2. 火葬

2-1. 対策内容と役割分担

| 機関名 | 内容 |
|----------------|--|
| 市（市民支援班、指令情報班） | <ul style="list-style-type: none"> ○火葬特例の適用・許可証発行 ○火葬体制の確立 ○広域火葬対応 |
| 都保健医療局 | <ul style="list-style-type: none"> ○広域火葬が必要と判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備 ○区市町村からの応援・協力要請に基づき、必要性を検証した上で、広域火葬の実施を決定。速やかに区市町村及び関係団体に周知するとともに、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知 ○対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受け入れについての報告を求める。また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請 ○各火葬場の受入可能数に応じ、各区市町村に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼 ○火葬場経営者からの応援要請に基づき、他の区市町村及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請 ○遺体の搬送について区市町村から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について、関係機関等へ協力要請する。 |
| 都建設局 | <ul style="list-style-type: none"> ○管理する火葬場（瑞江葬儀所）や都納骨堂での受入れを実施 ○火葬体制の整備に当たり、施設を管理している立場から、関係機関に対して助言、協力をを行う。 |

2-2. 詳細な取組内容

(1) 火葬特例の適用・許可証発行(市民支援班)

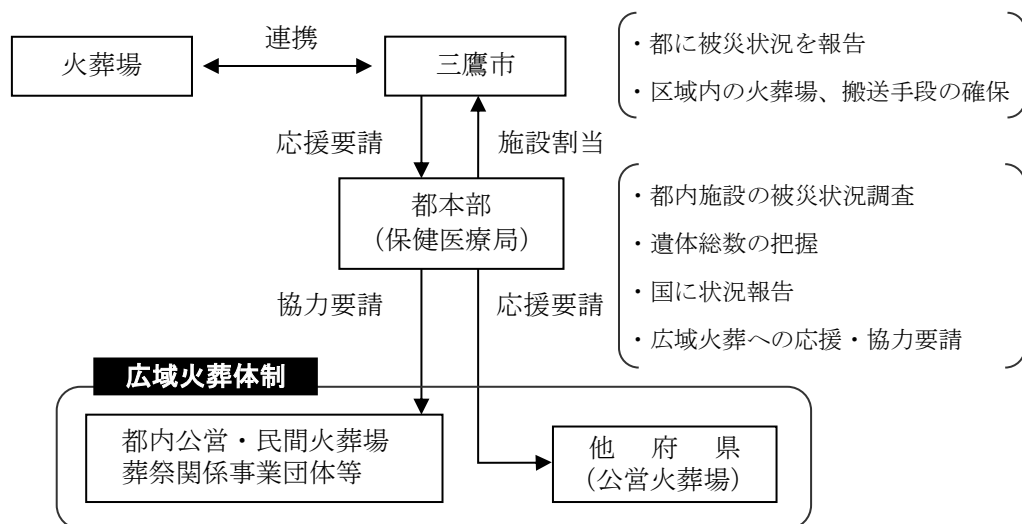
通常の火葬では、市長の発行する火葬許可証が必要である。しかし、緊急時に通常の手続きに従っていたのでは、迅速かつ確かな処理に支障をきたし、公衆衛生上の問題が発生するおそれがある。

このため、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を発行することにより、速やかな火葬に努める。

(2)火葬体制の確立(市民支援班)

市は、災害発生後、速やかに市内の死者数を把握するとともに、日華多磨葬祭場及び近隣火葬場の被災状況を把握の上、火葬を行う。市の対応のみでは施設が足りない場合は、都に対して応援・協力を要請する。

【火葬体制】



(3)広域火葬対応(指令情報班、市民支援班)

①広域火葬の検討・広域火葬計画の策定

火葬場機能の低下や、一度に多数の死亡者が発生した場合は、他市区町村及び近隣県市の火葬場を活用して、広域的な火葬（以下「広域火葬」という）を行う事態が想定されるため、市は、都と協議のうえ、広域火葬に関する計画を策定し、火葬場への遺体搬送手段の確保を含め、広域的な対応を行う。

この場合、市は、災害による死亡者数等を速やかに把握し、都に報告する。都から火葬場を指示された場合は、「災害遺体送付票」を作成のうえ、遺体を指定された火葬場に搬送し、火葬する。

②広域火葬時の対応

火葬の実施までに時間がかかる場合、市は、遺体の保存のために必要な物資（ドライアイス等）の調達等、遺体の保存について必要な措置を講ずる。

広域火葬を実施する状況下では、通常の葬送（通夜、告別式等）の実施が困難となることが想定される。また、遺体搬送についても複数体搬送となるなど、通常の搬送方法と異なることから遺体を搬送する車両への遺族の同乗が制限される可能性がある。

火葬業務を実施する場合、市は、遺体収容所等において遺族の心情に十分配慮しながら、遺族に対し、このような事態についての同意を得るよう努める。

③火葬対象・身元不明者の火葬

広域火葬を実施する期間中は、災害以外の事由による死亡者についても、広域火葬の対象とする。また、身元不明者の火葬については、市が実施し、遺骨は遺留品とともに保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、都営納骨堂等に納骨する。

[関係資料]

- ・資料 20402 「防災拠点（医療保健拠点）」

- ・ 資料 20601 「災害時医療救護所備蓄医療資機材等」
- ・ 資料 20602 「災害時助産セット」
- ・ 資料 20603 「応急手当セット」
- ・ 資料 20604 「応急救護医薬品」
- ・ 資料 20605 「遺体の搜索期間と国庫負担」
- ・ 資料 20606 「遺体処理の期間等と国庫負担」

- ・ 様式 2 「医療救護班活動報告・医療救護班員名簿」
- ・ 様式 3 「医療救護班診療記録」
- ・ 様式 4 「薬品・衛生材料使用報告書」
- ・ 様式 5 「病院・診療所医療実施状況」
- ・ 様式 6 「救助の実施記録日計票」
- ・ 様式 7 「遺体処理台帳」